

## 1. 議事日程

(平成16年第1回安芸高田市議会3月臨時会第1日目)

平成16年3月9日  
午前10時開会  
於安芸高田市吉田公民館

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長の選挙
- 日程第3 発議第1号 安芸高田市議会会議規則の制定について
- 日程第4 議席の指定
- 日程第5 会議録署名議員の指名
- 日程第6 会期の決定
- 日程第7 発議第2号 安芸高田市議会定例会の回数を定める条例について
- 日程第8 発議第3号 安芸高田市議会定例会規則の制定について
- 日程第9 発議第4号 安芸高田市議会委員会条例の制定について
- 日程第10 発議第5号 安芸高田市議会傍聴規則の制定について
- 日程第11 発議第6号 安芸高田市議会事務局設置条例の制定について
- 日程第12 副議長の選挙
- 追加日程第1 議席の一部変更について
- 日程第13 常任委員の選任
- 日程第14 議会運営委員の選任
- 日程第15 議会広報特別委員会の設置について
- 追加日程第2 閉会中の継続調査の申し出の承認について
- 日程第16 芸北広域環境施設組合議会議員の選挙
- 日程第17 広島県北情報センター組合議会議員の選挙
- 日程第18 農業委員の推薦
- 日程第19 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第20 承認第1号 専決処分した事件の承認について

【安芸高田市役所の位置を定める条例ほか209件の条例】

日程第 21 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について

【平成 15 年度安芸高田市一般会計暫定予算】

2 . 出席議員は次のとおりである。( 72 名 )

1 番	明 木 一 悦	2 番	秋 田 雅 朝
3 番	土 居 克 之	4 番	山 本 優
5 番	岡 山 薫	6 番	田 中 常 洋
7 番	前 川 正 昭	8 番	平 林 克 昌
9 番	日 野 原 穂 澄	10 番	平 川 幸 雄
11 番	加 藤 英 伸	12 番	山 崎 昭 弘
13 番	山 口 康 文	14 番	小 野 剛 世
15 番	川 角 一 郎	16 番	竹 田 誠 莊
17 番	井 上 尚 文	18 番	高 坂 広 一
19 番	新 出 達 夫	20 番	塚 本 近
21 番	赤 川 三 郎	22 番	深 井 達 雄
23 番	三 上 夕 工 子	24 番	長 岡 公 次 郎
25 番	井 上 正 樹	26 番	宮 田 浩 之
27 番	松 野 俊 寿	28 番	川 先 悟 郎
30 番	平 岡 正 美	31 番	秋 広 美 輝
32 番	川 崎 三 千 春	33 番	西 川 佚 夫
34 番	中 野 光 雄	35 番	岡 原 雪 夫
36 番	松 村 ヌ キ ミ	37 番	熊 高 昌 三

38番	藤井昌之	39番	浅枝俊通
40番	青原敏治	41番	金行哲昭
42番	杉原洋	43番	松川秀巳
44番	大前直行	45番	入本和男
46番	泉正智代	47番	山本三郎
48番	今野仁千六	49番	今村義照
50番	住広章	51番	佐々木博
52番	玉川祐光	53番	西山登司教
54番	井上正文	55番	岡田正信
56番	浮田洋吾	57番	山崎宅将
58番	桑岡達夫	59番	望月桂
60番	天清斐雄	61番	渡辺義則
62番	猪掛信幸	63番	高下二郎
64番	富田義弘	65番	吉村正登
66番	名川律夫	67番	宮本房宏
68番	松浦利貞	69番	増田静樹
70番	中間末雄	71番	鳴石勸
72番	亀岡等	73番	崎岡典男

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

29番 新山勝義

4 . 会議録署名議員

3番 土 居 克 之 4番 山 本 優

5 . 地方自治法第121条により説明員のため出席した者の職氏名(17名)

市長職務執行者	織 田 邦 夫	教 育 長	是 貞 一 義
参 事	小 野 豊	副 収 入 役	藤 川 幸 典
総 務 部 長	新 川 文 雄	自 治 振 興 部 長	田 丸 孝 二
市 民 部 長	廣 政 克 行	福 祉 保 健 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	福 田 美 恵 子
産 業 振 興 部 長	清 水 盤	建 設 部 長 兼 公 営 企 業 部 長	金 岡 英 雄
消 防 長	村 上 紘	八 千 代 支 所 長	平 下 和 夫
美 土 里 支 所 長	立 川 堯 彦	高 宮 支 所 長	猪 掛 智 則
甲 田 支 所 長	武 添 吉 丸	向 原 支 所 長	益 田 博 志
教 育 次 長	水 戸 眞 悟		

6 . 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(6名)

事 務 局 長	増 本 義 宣	次 長 兼 総 務 係 長	光 下 正 則
議 事 調 査 係 長	児 玉 竹 丸	書 記	国 岡 浩 祐
書 記	新 谷 洋 子	書 記	倉 田 英 治

~~~~~

#### 午前10時00分 開会

増本事務局長 本臨時会は、安芸高田市誕生後、初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

出席議員中、中間末雄議員が年長者でありますので、ご紹介申し上げます。

中間末雄議員さん、議長席にお着き下さい。

中間臨時議長 ただ今紹介されました中間末雄でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は72名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成16年第1回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 仮議席の指定

中間臨時議長 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただ今着席の議席といたします。

日程第2に入るに先立ち、ここで、安芸高田市長職務執行者から挨拶をいただきます。

織田市長職務執行者 失礼をいたします。本臨時会の冒頭にあたり、一言職務執行者として議員の各位にご挨拶を申し上げます。

本年3月1日をもって安芸高田市が発足しました。記念すべき初議会であります。安芸高田市議会第1回の臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございました。本市におきましては、平成14年4月1日の合併法定協議会設立以来、議員の皆様はもとより、市民の皆様方の真摯なご理解とご協力に支えられ、広島県で14番目の市となることができました。とりわけ、新設合併によります市制移行といたしましては、広島県内はもとより、本当に注目をいただいているところであります。

本日こうして安芸高田市の新しいまちづくりの第一歩となります本市議会の開会にあたり、改めまして身の引き締まる思いがいたしておるところでございます。

本市建設の根底でありますのは、住民の自主的な自治活動の促進、また、住民と行政の協働のまちづくり、すなわち市づくりであります。安芸高田市の門出は、克服すべき幾多の課題を抱えておりますが、真摯な議論の中で議会と執行部が真に支え合い、一步一步確実に課題を克服して参るよう考えております。議員各位のお力添えをいただきますよう、格別のお願いを申し上げます。

本臨時会へご提案申し上げます案件は、承認25件、議案7件でございます。承認案件といたしましては、新市発足時に必要な条例で専決制定い

たしましたもの、また、芸北広域環境施設組合など一部事務組合への加入、指定金融機関の指定、平成15年度暫定予算などでございますが、とりわけ平成15年度の暫定予算につきましては、各町及び一部事務組合が平成15年度未執行部分が合算したものであります。福祉事務所業務など市としての新規業務に関わる経常的、義務的経費を加算いたしまして、1ヶ月間の暫定予算を編成をいたしております。

何とぞよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げ、職務執行者としてのご挨拶に代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

中間臨時議長 ここで暫時休憩をいたします。

~~~~~

午前10時09分 休憩

午前10時11分 再開

~~~~~

#### 日程第2 議長の選挙

中間臨時議長 再開いたします。

日程第2、議長の選挙を行います。選挙の方法については、投票によることといたします。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

ただ今から、事務局職員をして現在の出席議員数の再確認を行います。

〔出席議員数の確認〕

中間臨時議長 ただ今の出席議員数は72人です。

次に、立会人は2名にいたしたいと思います。指名については、私から指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、私から1番明木一悦君及び2番秋田雅朝君を指名いたします。

それでは投票用紙を配ります。なお、投票は単記無記名です。

〔投票用紙配布〕

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔なし〕

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

光下次長兼総務係長 1番明木一悦議員、2番秋田雅朝議員、3番土居克之議員、4番山本優議員、5番岡山薫議員、6番田中常洋議員、7番前川正昭議員、8番平林克昌議員、9番日野原穂澄議員、10番平川幸雄議員、11番加藤英伸議

員、12番山崎昭弘議員、13番山口康文議員、14番小野剛世議員、15番川角一郎議員、16番竹田誠莊議員、17番井上尚文議員、18番高坂広一議員、19番新出達夫議員、20番塚本近議員、21番赤川三郎議員、22番深井達雄議員、23番三上夕エ子議員、24番長岡公次郎議員、25番井上正樹議員、26番宮田浩之議員、27番松野俊寿議員、28番川先悟郎議員、30番平岡正美議員、31番秋広美輝議員、32番川崎三千春議員、33番西川佚夫議員、34番中野光雄議員、35番岡原雪夫議員、36番松村ユキミ、37番熊高昌三議員、38番藤井昌之議員、39番浅枝俊通議員、40番青原敏治議員、41番金行哲昭議員、42番杉原洋議員、43番松川秀巳議員、44番大前直行議員、45番入本和男議員、46番泉正智代議員、47番山本三郎議員、48番今野仁千六議員、49番今村義照議員、50番住広章議員、51番佐々木博議員、52番玉川祐光議員、53番西山登司教議員、54番井上正文議員、55番岡田正信議員、56番浮田洋吾議員、57番山崎宅将議員、58番桑岡達夫議員、59番望月桂議員、60番天清斐雄議員、61番渡辺義則議員、62番猪掛信幸議員、63番高下二郎議員、64番富田義弘議員、65番吉村正登議員、66番名川律夫議員、67番宮本房宏議員、68番松浦利貞議員、69番増田静樹議員、70番崎岡典男議員、71番亀岡等議員、73番鳴石勸議員、最後に72番中間末雄議員に投票いただきます。

中間臨時議長 投票漏れはありませんか。

〔投票漏れなし〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

明木一悦君及び秋田雅朝君、開票の立会をお願いします。

〔開票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数72票、有効投票71票、無効投票1票です。有効投票のうち、崎岡典男君44票、宮本房宏君19票、松浦利貞君6票、山崎宅将君1票、鳴石勸君1票、以上の通りです。この選挙の法定得票数は、18票です。従って70番崎岡典男君が議長に当選されました。

中間臨時議長 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただ今当選されました崎岡典男君が議長におられます。当選の告知をします。

当選人の発言を求めます。崎岡典男君、ご登壇願います。

崎岡議長 一言ご挨拶を申し上げます。

ただ今、議員各位のご推挙によりまして安芸高田市議会の議長に選ばれましたことは、この上ない光栄に存じておりますと同時に、責任の重大さを痛感しているところでございます。安芸高田市の発展と住民福祉の向上を目指して議会が公平且つ円滑に運営されますよう、誠心誠意努力する所

存でございます。議員各位のご支援、ご鞭撻をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが議長就任の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

中間臨時議長 これでは臨時議長の職務は全て終了しました。議長と議長席を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

議長、議長席にお着き下さい。

ここで、暫時休憩いたします。

~~~~~

午前10時39分 休憩

午前10時39分 再開

~~~~~

崎岡議長 議長を交代いたしまして、再開をいたします。暫時休憩をいたします。

~~~~~

午前10時39分 休憩

午前10時48分 再開

~~~~~

### 日程第3 発議第1号 安芸高田市議会会議規則の制定について

崎岡議長 再開いたします。

日程第3、発議第1号、安芸高田市議会会議規則の制定についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略します。

提出者から提案理由の説明を求めます。

藤井議員 議長。

崎岡議長 38番、藤井昌之君。

藤井議員 発議第1号、安芸高田市議会会議規則について提案理由の説明を申し上げます。

この度、合併により安芸高田市が誕生いたしました。市民の付託に応え、市議会の円滑な運営を図るために、地方自治法第120条の規定により、安芸高田市議会会議規則を定めるものであります。

なお、附則としまして、この規則は公布の日から施行するものです。また、第14条第2項、第16条、第17条第2項、第18条、第35条、第56条第2項、第68条第2項、第69条第1項、第74条及び第75条第2項に規定する会議における異議、賛成等に係る必要数については、この規則施行の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙後、初めて議会が召集されるまでの間、これらの規定中2人とあるのは7人とするものでございます。

よろしくご審議の上、何とぞご議決賜りますようお願いして、提案理由といたします。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては質疑を省略したいと思います。ご異議ありません

か。

〔異議なし〕

異議なしと認めます。

本件の質疑は省略いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより発議第1号、安芸高田市議会会議規則の制定についての件を、  
挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって発議第1号、安芸高田市議会会議規則の制定についての件は原案  
の通り可決されました。

~~~~~

#### 日程第4 議席の指定について

崎岡議長 日程第4、議席の指定を行います。議席は会議規則第4条第1項の規定  
により、1番から69番まではただ今の着席の通りとし、70番を73番  
とし、71番以下を1番ずつ繰り上げた席を議席として指定します。

それぞれの席にご着席願います。

暫時休憩いたします。

~~~~~

午前10時53分 休憩

午前10時54分 再開

~~~~~

#### 日程第5 会議録署名議員の指名

崎岡議長 再開いたします。

日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、3  
番土居克之君、4番山本優君を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第6 会期の決定

崎岡議長 日程第6、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日から3月10日までの二日間といたしたいと思  
います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって会期は二日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第7 発議第2号 安芸高田市議会定例会の回数を定める

条例の制定について

崎岡議長 日程第7、発議第2号、安芸高田市議会定例会の回数を定める条例の制定についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

浅枝議員 議長。

崎岡議長 39番、浅枝俊通君。

浅枝議員 発議第2号、安芸高田市議会定例会の回数を定める条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第102条第2項に基づき、安芸高田市議会の定例会の回数は、年4回と定めるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

よろしくご審議の上、何とぞ議決賜りますようお願い申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては質疑を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより発議第2号、安芸高田市議会定例会の回数を定める条例の制定についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって発議第2号、安芸高田市議会定例会の回数を定める条例の制定についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第8 発議第3号 安芸高田市議会定例会規則の制定について

崎岡議長 日程第8、発議第3号、安芸高田市議会定例会規則の制定についての件  
を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

杉原議員 議長。

崎岡議長 42番、杉原洋君。

杉原議員 発議第3号、提案理由の説明、提出者杉原洋。

発議第3号、安芸高田市議会定例会規則について、提案理由の説明を申  
上げます。

地方自治法第102条第2項に基づき、安芸高田市議会の定例会の回数  
は年4回と定め、その時期は3月、6月、9月、12月と定めるものでござ  
います。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

よろしくご審議の上、何とぞ議決を賜りますようお願いいたします。

提案理由の説明を終わります。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては質疑を省略したいと思えます。ご異議ありません  
でしょうか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより発議第3号、安芸高田市議会定例会規則の制定についての件  
を挙手により採決をいたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって発議第3号、安芸高田市議会定例会規則の制定についての件は、  
原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第9 発議第4号 安芸高田市議会委員会条例の制定について

崎岡議長 日程第9、発議第4号、安芸高田市議会委員会条例の制定についての件  
を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

渡辺議員 議長。

崎岡議長 61番、渡辺義則君。

渡辺議員 発議第4号、安芸高田市議会委員会条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第109条及び110条の規定により安芸高田市委員会条例を定めるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。第2条に規定する常任委員会の名称及び委員の定数並びにその所管については、この条例の施行の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙により選出された議員が常任委員に選任されるまでの間、同条の規定にかかわらず6つの常任委員会といたすものでございます。

よろしくご審議の上、何とぞ議決賜りますようお願いいたします。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては質疑を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより発議第4号、安芸高田市議会委員会条例の制定についての件を挙手により採決をいたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって発議第4号、安芸高田市議会委員会条例の制定についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第10 発議第5号 安芸高田市議会傍聴規則の制定について

崎岡議長 日程第10、発議第5号、安芸高田市議会傍聴規則の制定についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

大前議員 議長。

崎岡議長 44番、大前直行君。

大前議員 発議第5号、提出者大前直行。

発議第5号、安芸高田市議会傍聴規則について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第130条第3項に基づき、安芸高田市議会傍聴規則を定めるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議の上、何とぞ議決をいただきますようお願いいたします。以上で、提案理由の説明を終わります。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては質疑を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより発議第5号、安芸高田市議会傍聴規則の制定についての件を挙手により採決をいたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって発議第5号、安芸高田市議会傍聴規則の制定についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第11 発議第6号 安芸高田市議会事務局設置条例の制定について

崎岡議長 日程第11、発議第6号、安芸高田市議会事務局設置条例の制定についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

佐々木議員 議長。

崎岡議長 51番、佐々木博君。

佐々木議員 発議第6号、安芸高田市議会事務局設置条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第138条第2項の規定に基づき、安芸高田市議会に事務局を置くものです。

なお、附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

崎岡議長 よろしくご審議の上、何とぞ議決賜りますようお願いをいたします。  
これをもって提案理由の説明を終わります。  
なお、本件に関しては質疑を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

崎岡議長 異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。  
これより討論に入ります。  
まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。  
次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

崎岡議長 賛成討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。  
これより発議第6号、安芸高田市議会事務局設置条例の制定についての件を挙手により採決をいたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。  
よって発議第6号、安芸高田市議会事務局設置条例の制定についての件は、原案の通り可決されました。

崎岡議長 ここで、11時20分まで休憩をいたします。

~~~~~

午前11時12分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~

#### 日程第12 副議長の選挙

崎岡議長 再開いたします。  
日程第12、副議長の選挙を行います。選挙の方法については、投票によることといたします。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

ただ今から、事務局職員をして現在の出席議員数の再確認を行います。

〔出席議員数の確認〕

崎岡議長 ただ今の出席議員数は72人です。  
次に、立会人を指名いたします。  
会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に5番岡山薫君及び6番田中常洋君を指名いたします。

投票用紙を配ります。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配布〕

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔なし〕

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

光下次長兼総務係長

1 番明木一悦議員、2 番秋田雅朝議員、3 番土居克之議員、4 番山本優議員、5 番岡山薫議員、6 番田中常洋議員、7 番前川正昭議員、8 番平林克昌議員、9 番日野原穂澄議員、10 番平川幸雄議員、11 番加藤英伸議員、12 番山崎昭弘議員、13 番山口康文議員、14 番小野剛世議員、15 番川角一郎議員、16 番竹田誠荘議員、17 番井上尚文議員、18 番高坂広一議員、19 番新出達夫議員、20 番塚本近議員、21 番赤川三郎議員、22 番深井達雄議員、23 番三上夕エ子議員、24 番長岡公次郎議員、25 番井上正樹議員、26 番宮田浩之議員、27 番松野俊寿議員、28 番川先悟郎議員、30 番平岡正美議員、31 番秋広美輝議員、32 番川崎三千春議員、33 番西川佚夫議員、34 番中野光雄議員、35 番岡原雪夫議員、36 番松村ユキミ、37 番熊高昌三議員、38 番藤井昌之議員、39 番浅枝俊通議員、40 番青原敏治議員、41 番金行哲昭議員、42 番杉原洋議員、43 番松川秀巳議員、44 番大前直行議員、45 番入本和男議員、46 番泉正智代議員、47 番山本三郎議員、48 番今野仁千六議員、49 番今村義照議員、50 番住広章議員、51 番佐々木博議員、52 番玉川祐光議員、53 番西山登司教議員、54 番井上正文議員、55 番岡田正信議員、56 番浮田洋吾議員、57 番山崎宅将議員、58 番桑岡達夫議員、59 番望月桂議員、60 番天清斐雄議員、61 番渡辺義則議員、62 番猪掛信幸議員、63 番高下二郎議員、64 番富田義弘議員、65 番吉村正登議員、66 番名川律夫議員、67 番宮本房宏議員、68 番松浦利貞議員、69 番増田静樹議員、70 番亀岡等議員、71 番中間末雄議員、72 番鳴石勸議員、最後は73 番崎岡典男議員に投票いただきます。

崎岡議長

投票漏れはありませんか。

〔投票漏れなし〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

岡山薫君及び田中常洋君、開票の立会をお願いいたします。

〔開票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数72票、有効投票71票、無効投票1票。有効投票のうち、亀岡等君36票、山崎宅将君25.96票、宮本房宏君4票、藤井昌之君2票、山崎昭弘君1.04票、浅枝俊通君1票、桑岡達夫君1票、以上の通りです。この選挙の法定得票数は、18票です。従って亀岡等君が副議長に当選さ

れました。

崎岡議長 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただ今当選されました亀岡等君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

亀岡等君の登壇をお願いします。

亀岡副議長 一言ご挨拶を申し上げます。今回議員の皆様のご推挙によりまして、副議長の席をいただくこととなりました。誠に身に余る光栄に存じますとともに、その責任の重大なることに痛感いたしておるところでございます。もとより、浅学非才でございますが、議員の皆様方のご指導とご鞭撻によりまして公正にして円満なる議会運営に全力を捧げまして、その職責を全うしていく所存でございます。何とぞご支援とご協力を切にお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますが、副議長就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

崎岡議長 お諮りいたします。

この際、議席の一部の変更についての件を日程に追加いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって、この際議席の一部変更についての件を日程に追加することに決定いたしました。

~~~~~

#### 追加日程第1 議席の一部変更について

崎岡議長 追加日程第1、議席の一部変更について行います。今回副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更いたしたいと思えます。1番から69番まで及び73番はただ今の着席の通りとし、70番を72番とし、71番以下72番までを一番ずつ繰り上げた席を議席として指定します。

それではただ今の指定した議席に、それぞれお着き願います。

ここで13時まで休憩いたします。

~~~~~

午前11時49分 休憩

午後 1時01分 再開

~~~~~

#### 日程第13 常任委員の選任

崎岡議長 再開いたします。

日程第13、常任委員の選任を行ないます。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、総務常任委員に、平林克昌君、桑岡達夫君、富田義弘君、中間末雄君、山本優君、杉原洋君、岡原雪夫君、深井達雄君、長岡公次郎君、山崎宅将君、

大前直行君、川崎三千春君、崎岡典男君。

企画常任委員に、山崎昭弘君、井上正文君、田中常洋君、岡山薫君、亀岡等君、加藤英伸君、猪掛信幸君、高下二郎君、明木一悦君、金行哲昭君、玉川祐光君、佐々木博君。

文教常任委員に、高坂広一君、松村ユキミさん、宮本房宏君、浮田洋吾君、青原敏治君、住広章君、新出達夫君、秋田雅朝君、入本和男君、今村義照君、望月桂君、鳴石勸君。

厚生常任委員に、山口康文君、中野光雄君、藤井昌之君、松浦利貞君、三上夕エ子さん、日野原穂澄君、宮田浩之君、増田静樹君、岡田正信君、西山登司教君、小野剛世君、山本三郎君。

産業常任委員に、川角一郎君、秋広美輝君、浅枝俊通君、土居克之君、泉正智代君、平川幸雄君、松川秀巳君、熊高昌三君、竹田誠荘君、平岡正美君、前川正昭君、名川律夫君。

建設常任委員に、赤川三郎君、井上正樹君、天清斐雄君、井上尚文君、今野仁千六君、川先悟郎君、塚本近君、渡辺義則君、新山勝義君、吉村正登君、松野俊寿君、西川佚夫君、以上それぞれ指名をいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました以上の諸君を、それぞれの常任委員に選任することに決しました。

~~~~~

#### 日程第14 議会運営委員の選任

崎岡議長 日程第14、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、宮本房宏君、藤井昌之君、浮田洋吾君、青原敏治君、今野仁千六君、住広章君、松川秀巳君、高下二郎君、今村義照君、大前直行君、佐々木博君、西川佚夫君を指名いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました以上の諸君を、議会運営委員に選任することに決しました。

~~~~~

#### 日程第15 議会広報特別委員会の設置について

崎岡議長 日程第15、議会広報特別委員会の設置についての件を議題といたします。

議会広報の発刊及び調査を行うため、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定によって、12人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置す

ることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認めます。

よって、議会広報の発刊及び調査を行うため、12人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置することに決定いたしました。

崎岡議長 お諮りいたします。

ただ今設置されました議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、松村ユキミさん、山口康文君、中間末雄君、土居克之君、新出達夫君、三上タエ子さん、宮田浩之君、長岡公次郎君、山崎宅将君、入本和男君、小野剛世君、川崎三千春君を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました以上の諸君を、議会広報特別委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

~~~~~

午後1時10分 休憩

午後3時04分 再開

~~~~~

崎岡議長 大変遅くなりましたが、再開いたします。

この際、次の日程に入るに先立ち、各常任委員会及び議会運営委員会及び特別委員会の正副委員長の互選の結果が通知されていますので、ご報告をいたします。

総務常任委員長に桑岡達夫君、同副委員長に山崎宅将君、企画常任委員長に井上正文君、同副委員長に佐々木博君、文教常任委員長に今村義照君、同副委員長に青原敏治君、厚生常任委員長に松浦利貞君、同副委員長に藤井昌之君、産業常任委員長に名川律夫君、同副委員長に松川秀巳君、建設常任委員長に天清斐雄君、同副委員長に渡辺義則君、議会運営委員長に佐々木博君、同副委員長に住広章君、議会広報特別委員長に宮田浩之君、同副委員長に松村ユキミさん、以上でございます。

ただ今議会運営委員長及び各常任委員長及び議会広報特別委員長から、所管事務調査については、会議規則第102条の規定により、閉会中も引き続き審査終了まで継続調査としたい旨の申し出がありました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって、この際閉会中の継続調査の申し出の承認についてを日程に追加

し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

追加日程第2 閉会中の継続調査の申し出の承認について

崎岡議長 追加日程第2、閉会中の継続調査の申し出の承認についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長及び各常任委員長及び議会広報特別委員長からの、閉会中の継続調査の申し出については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

閉会中の継続調査の申し出については、これを承認することに決しました。

~~~~~

日程第16 芸北広域環境施設組合議会議員の選挙

崎岡議長 日程第16、芸北広域環境施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定により、指名推薦にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推薦にすることに決しました。

崎岡議長 お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決しました。

芸北広域環境施設組合議会議員に、宮本房宏君、井上正樹君、松浦利貞君、浅枝俊通君、亀岡等君、杉原洋君、熊高昌三君、猪掛信幸君、今村義照君、明木一悦君、崎岡典男君、名川律夫君を指名いたします。

崎岡議長 お諮りします。

ただ今議長が指名いたしました以上の諸君を芸北広域環境施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

従って、ただ今指名いたしました諸君が芸北広域環境施設組合議会議員に当選されました。

崎岡議長 ただ今芸北広域環境施設組合議会議員に当選された、宮本房宏君、井上正樹君、松浦利貞君、浅枝俊通君、亀岡等君、杉原洋君、熊高昌三君、猪

掛信幸君、今村義照君、明木一悦君、崎岡典男君、名川律夫君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

~~~~~

日程第17 広島県北情報センター組合議会議員の選挙

崎岡議長 日程第17、広島県北情報センター組合議会議員の選挙を行います。  
お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にいたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推薦にすることに決しました。

崎岡議長 お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

従って、議長が指名推薦することに決しました。

広島県北情報センター組合議会議員に、明木一悦君、新出達夫君、渡辺義則君を指名いたします。

崎岡議長 お諮りします。

ただ今議長が指名いたしました諸君を、広島県北情報センター組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

従って、ただ今指名いたしました明木一悦君、新出達夫君、渡辺義則君が広島県北情報センター組合議会議員に当選されました。

ただ今広島県北情報センター組合議会議員に当選された、明木一悦君、新出達夫君、渡辺義則君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

~~~~~

日程第18 農業委員の推薦

崎岡議長 日程第18、農業委員の推薦の件を議題といたします。  
お諮りします。

議会推薦の農業委員は5人とし、作田功君、天清斐雄君、住田博幸君、信上陽子さん、名川律夫君、以上の諸君を推薦にしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

従って、議会推薦の農業委員は5人とし、作田功君、天清斐雄君、住田

博幸君、信上陽子さん、名川律夫君、以上の諸君を推薦することに決定いたしました。

~~~~~

日程第19 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

崎岡議長 日程第19、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。  
お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推薦にすることに決しました。

崎岡議長 お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決しました。

選挙管理委員には、武永静夫君、沖本守君、沖野洋美君、津田弘君、以上の諸君を指名いたします。

崎岡議長 お諮りします。

ただ今議長が指名いたしました諸君を、選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

従って、ただ今指名いたしました武永静夫君、沖本守君、沖野洋美君、津田弘君が、選挙管理委員に当選されました。

選挙管理委員補充員には、岸野友夫君、益田弘幸君、永濱丹治君、信川耕作君、以上の諸君を指名いたします。

崎岡議長 お諮りします。

ただ今議長が指名しました諸君を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

従って、ただ今指名をいたしました岸野友夫君、益田弘幸君、永濱丹治君、信川耕作君が、選挙管理委員補充員に当選されました。

ここで、3時30分まで休憩をいたします。

~~~~~

午後3時15分 休憩

午後3時30分 再開

~~~~~

崎岡議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
日程第20に入るに先立ち、議会事務局長が諸般の報告をいたします。

増本議会事務局長 議長。

崎岡議長 局長。

増本議会事務局長 諸般の報告をいたします。

市長職務執行者並びに教育委員長より、本臨時会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。

写しをお手元に配布いたしておりますのでご了承ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

崎岡議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第20 承認第1号 専決処分した事件の承認について

【安芸高田市役所の位置を定める条例ほか209件の条例】

崎岡議長 日程第20、承認第1号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 議長。

崎岡議長 安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 今朝ほどの臨時会で申し上げましたが、本臨時会へご提案申し上げます案件は、承認25件、議案7件でございます。承認案件といたしましては、新市の発足時に必要な条例で、専決制定いたしましたもの、また、芸北広域環境施設組合など一部事務組合への加入、指定金融機関の指定、平成15年度暫定予算などでございます。

とりわけ、平成15年度暫定予算につきましては、各町及び一部事務組合の平成15年度未執行部分を合算したものに、さらに福祉事務所業務など市としての新規業務に関わる経常的、義務的経費を加算して、1ヶ月分の暫定予算として編成をいたしております。

何とぞよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

承認第1号でございますが、安芸高田市役所の位置を定める条例他、209件の条例についてであります。

本案は、安芸高田市の発足に伴い、法定必置及び政策執行上、空白期間を許されない条例、また公の施設に関わる設置管理条例など210件の条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、制定いたしましたことから、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めます。

以上、よろしくご審議の上ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

なお、要点説明は総務部長が行います。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 承認第1号、専決処分した事件の承認についてでございます。安芸高田市役所の位置を定める条例他209件の条例についてでございます。本案についての要点のご説明を申し上げます。

本案は、安芸高田市の発足に伴いまして、法定必置及び施策執行上空白期間を許されない条例、また公の施設に係る設置管理条例など総数といたしまして210件の条例を、3月1日付けで専決処分したものでございます。この内訳といたしましては、事務分掌条例など行政通則16件、人事給与に関する件が25件、財務に関するものが33件、民生に関するものが41件、産業に関するものが31件、建設に関するものが15件、防災、消防に関するものが10件、教育に関するものが28件、公営企業関係が3件、その他8件、計210件の条例でございます。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたことから、同条第3項の規定に基づきまして議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上ご承認をいただきますようお願い申し上げます。以上で要点の説明を終わります。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡田議員 議長。

崎岡議長 55番、岡田議員。

岡田議員 莫大な仮例規集をいただいたわけですが、事前に配布していただいたというものの、ページ数もわからんような状況で、熟知は出来ない状況で本日を迎えたわけですが、1点お伺いしたいのは、13にあります安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例、これは昨年の法改正に基づいて作られたようにお聞きしとるわけですが、法律というのは、大体いろいろありますけども、必ず条例を作らなくてはならないとか、それから作っても良いとか、出来るとかという文言で占めていると思います。その法律の出来た、去年の改正された、どうしても作らんにゃいけないという項目を、お聞きします。以上です。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 この公の施設の管理に関する事項でございます。ご承知いただいておりますように、地方自治法の改正によりまして、先よりの改正によりまして、平成15年9月2日より施行されたものでございます。この度、この公の施設の管理対象物、合併前におきまして整理をさせていただいて、旧町村のですね、施設を整理をさせていただいたところでございます。当然、地方自治体におけるこの法の下にですね、高いサービスということは当然必要でありますし、利用者の増加ということも必要であろうと思います。当然、経費の縮減をですね、図るためにも財政負担の軽減等、やはり民間の

ですね、その発想の転換というものもですね、必要にあるのではなかろうかなと思います。そういう発想のノウハウをですね、ある程度行政、自治体もですね、取り入れていく必要があると考えております。そういうことの中で、今回各旧町村のですね、基幹の集会所はですね、基本的に指定管理制度に向けてある程度管理体制を進めたいという考え方の中で、この度条例を制定させていただいたものでございます。よろしくお願いいたします。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

岡田議員 議長。

崎岡議長 55番、岡田議員。

岡田議員 それでは今の答えに対してですが、私先ほど言いましたように法改正に基づいてというところまでは解ったんですが、その条文の中で必置条例、条例をどうしても作らんにゃいけないという項目は、どのように占めておりますか、お尋ねします。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 はい、この条文につきましては公の施設の設置、管理及び廃止という244条の2項に記述してあるものと考えております。この関係につきましては、その施設設置政令に基づくですね、特別に定めのあるものを除く他、公の施設設置及びその管理に関する事項については、条例でこれを定めなければならないということで、公の施設の設置ということを基準にうたっております。このことにつきましてもですね、経過措置ということが段階的にありまして平成18年の9月1日ぐらいまでにはですね、3年間そうした地方自治法の制度によって管理委託を認めるということでございますので、経過措置の期間の中である程度整理をさせていただきたいと思っております。以上です。

岡田議員 議長。

崎岡議長 55番、岡田正信君。

岡田議員 ですから、条例を定めなくてはならないと、こういうように規定しとるんですね。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 地方自治法の244条の2、条例で定めなければならないということを明確にうたっております。以上です。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

増田議員 議長。

崎岡議長 69番、増田静樹君。

増田議員 失礼させていただきます。専決処分ということで、その意味合いにつきましては十分熟知もいたしておりますし、承知をいたしております。本日このように臨時会が招集されまして、関係機関におかれましては専決処分のこの膨大な書類をお示しいただいたということについて、敬意を表した

いと、このように思っております。あくまでも議場でございます。専決処分という貴重な執行権と申しますか、あるいは権限でございますので、そのことのお示しいただいたことにつきましては、とやかくは申しませんけれども、私なりに中身を、この膨大な資料を分析いたしました所見なり、気持ちを申し述べさせていただきたいと思っておりますので、今しばらく時間をいただきたいと思っております。

まず専決処分の議員の定数でございます。これは現在の定数になっておりますけれども、これはいずれとも11月12月には変えられるものだと思っております。それに準じて従いまして、意見として申し上げさせていただきますならば、まず織田市長さん、私はこのように分析いたしております。昨今の状況が、聖域無き行財政改革という非常に国の財政の厳しさのなかで、市町村の今日のように合併しなくてはならない窮地に立ったのではなかろうかと、このように分析をさせてもらっておりますが、とりわけ我々議員、あるいは特別職につきましては一応、ある程度一定の時期で引退しなければならない、そのことは十分承知をいたしております。これからお尋ねをすることにつきましては、常勤としてあるいは公務員として行政に携わっていただきますところの職員の給与の問題等々について、多少私のお気持ちを述べさせていただきたいと思っております。

職員の定数は条例の中に書いてありますので、このことにつきましてはとやかく申しませんけれども、旧来の5町の中で、給与の温度差があったのではなかろうかと思っております。そのことが、一応公務員でございますので、技能職であるとかあるいは行政職であるとか、消防職であるとか、様々な分野に分かれておまして、各町の異なっておった給与をどのような手法と作業によってこのような給与条例がお示しになったかということでございます。

その次に、2点目、安芸高田地区消防署につきましては、今までは一部事務組合でございました。3月1日から市長の傘下の一部局でございまして、今までいろいろと一部事務組合の中でいろいろとご努力をいただいたことにつきましては敬意は表しますけれども、私、今の安芸高田地区消防署の給料表につきましては、多少の疑問点を持っておりますのでお聞き取りを願いたいと思っております。少々時間を下さい。

続けさせていただきます。一般的に申し上げまして、安芸高田地区消防署につきましては、私は消防職ではなかろうかと思っております。県内に様々な消防署がございます。このちなみに内陸部に、中山間地域におきましては、三次にございます備北地区消防組合でございます。山県にもございます。これら大あらましな内陸部ではなかろうかと、このように思っておりますけれども、予算書の中にご説明いただいております、予算書の中でまた、暫定予算のことはまたお尋ねいたしますが、高田地区消防署の場合には公安職の9級職から1級職までなっております。で、お隣の三次の消防署については、消防長が行政職の6級になっておるように、私の手元の資料ではそのようになっております。単純に申し上げまして、三次市と安

芸高田市、人口、面積等々比較いたしましたときに、別に安芸高田地区消防署には、リーガロイヤル、あるいは全日空ホテルのようなはしご車、高度な消防自動車を活用しなくてはならない建物は、私は無いと思っております。そうした面から、これから厳しい行財政改革の中で、最近の新聞によりますと公務員の給与の削減であるとか、あるいは採用停止であるとか、あるいは勧奨退職であるとか、様々なことが論じられておりまして、ちなみに申し上げますと、安芸高田市の場合につきましては、一応部長制でございます。そのことにつきましては十分熟知もいたしております。加えて参事さんもおいででございます。加えて課長さんもおいででございます。今までの町村とは違いまして、部長さん、課長さんにつきましては管理職手当が給付されております。管理職手当と申しますのは生活給ではございませんので、その辺私は思っておるわけでございますけれども、生活給ではございません。様々なご心労の中で管理職としての支給を受ける金額だと思えますけれども、これは100分の20以内の範囲内とすると書いてるわけでございますけれども、その支給の内容につきましては予算書の中で正確にお示しをいただいておりますけれども、色々考えました時に、いろいろとせつかく安芸高田市が誕生したわけでございますけれども、議員をはじめ常勤の特別職につきましてはかなりな人員の削減でございますけれども、日々ご心配いただきます職員さん方につきましては、様々な待遇がなにかしらぼやけたような表現で、今日までこの専決として、私はお示しになつたのではなかろうかという感じがするわけでございます。これは私のつたない意見かもしりませんけれども、専決されたことにつきましては異議はございませんけれども、先ほど私が参考意見として申し上げましたことにつきましてのお答えがいただければありがたいと思っております。以上。

織田市長職務執行者  
崎岡議長  
織田市長職務執行者

議長。

市長職務執行者、織田邦夫君。

はい。ただ今のご意見にお答え申し上げます。

専決処分、これは緊急重要な議会に諮ることの出来ない場合に限って、専決処分出来る項目がありますが、本案の場合は新市に発足いたしまして緊急やむを得ない条例、3月1日に発足するわけでございますので、条例あるいは芸北の一部事務組合への加入、あるいは3月分の暫定予算、これを専決処分いたしております。先ほどご質疑の職員の問題、これは今後職員の定員適正化計画を立てまして、順次これを削減と申しますか、現在5百何人おりますが、他の市としましても百何人多くはあります。これを公務員は合併の前は特例を設けて、退職の特例を設けて、肩たたきと申しますか、これをやりましたが、16名ばかりの退職者がございました。今後については職員の定員適正化計画に基づいてやっていきたいと、このように考えます。

さらに消防職員の問題が出ました。お隣の三次市が6級とかいう給料表のこと。詳しくは解りませんが、消防職はあくまでも公安職でございまし

て、一般職の私らの給料表とは違います。ああして危険な仕事へ携わるものでございますので、公安職という給料表を国の方は設けておきまして、それに準じて消防職員は格付けをいたしておきまして、更に隣の三次市のが6級でうちのが8級か9級かということでは、これは年齢あるいは経験、それから資格、試験とこのようなものがおおきに関係いたしますので、他の若い職員、大きな市の職員との比較にはなりません。そのことを申し添えておきますが、今後におきましてはいろいろ検討の余地もあろうかと思っておりますので、これは新市長が決まりまして検討をしていくと思っております。

ご指摘の管理職手当、当然生活給ではございません。あくまでも管理職としてのお付き合いであるとか、部下をやるとか、あるいは超勤が出ませんので夜会合へ出るとか、諸々の管理職としての事務を保っていくということで、私は決して生活給ではありませんが、ここで一言申し添えておきますと、どうも一括振り込みになっておりますので、家の方で奥さんにこれは生活給じゃ言うて取られるような職員もおるらしゅうありますので、ちょっと申し添えておきます。以上でございます。

増田議員 はい、議長。

崎岡議長 69番、増田静樹君。

増田議員 はい。重ねてお尋ねさせていただきます。先ほど織田職務執行者の方からお答えをいただきました。いろいろと吟味なされておるようでございますけれども、新市の市長が決まってから、内容的にはまた十分検討する余地があるというようにお答えがあったように思います。ここで私の方から議長さんをお願いをさせていただきたいのですが、よろしゅうございましょうか。私は様々な問題、給与関係につきましては総務委員会等につきましてね、財政を担当していただきます総務委員会の委員さんがおいででございますので、その方に委ねていただいて十分ご審議いただければありがたいと思っております。今後の課題としてでございます。本日はございません。

崎岡議長 議長といたしましては、意見として一応聞かせていただいておきます。他に質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより承認第1号、専決処分した事件の承認についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって承認第1号、専決処分した事件の承認についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第21 承認第2号 専決処分した事件の承認について

【平成15年度安芸高田市一般会計暫定予算】

崎岡議長 日程第21、承認第2号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 議長。

崎岡議長 安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 承認第2号は、平成15年度安芸高田市一般会計の暫定予算について、議会の承認を求める件でございます。地方自治法第179条第1項の規定により平成15年度安芸高田市一般会計暫定予算を別紙の通り専決処分したので同法第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものでございます。

暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ63億7千892万5千円とするものであります。また、繰越明許費として16事業限度額の合計は2億8千16万6千円と定めております。債務負担行為として旧6町から引き継いだ21件を設定しております。

続いて地方債につきましては、借り入れの限度額を23億5千330万円と定め、一時借入金の最高限度額は50億円と定めております。

以上、ご審議の上ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

内容要点説明は総務部長が行います。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 それでは承認第2号の要点の説明をいたします。

平成15年度安芸高田市一般会計暫定予算でございます。この暫定予算につきましては、合併に伴いまして安芸高田市発足するわけでございますが、平成15年度の安芸高田市一般会計暫定予算を編成をさせていただいたものでございます。今回の1ヶ月3月分の1ヶ月の予算につきましては、旧町村の未執行残額を計上をさせていただいております。旧町、また一部事務組合等ですね、未執行の残額でございます。計数的なかたちの中で、各町で整理されたものをですね、この度集計をさせていただき、暫定予算とさせていただいたものでございます。

まず14ページをお開き願いたいと思っております。

本来であれば12ページの事項別明細でご説明させていただくわけですが、今回はそうした専決処分させていただいた関係で、14ページの歳入の方から、ちょっと事項別と目の大まかなものにつきましてご説明をさせていただきたいと思っております。市民税でございますが、個人の部で9千59万4千円でございます。均等割、所得割につきましては8千899万4千円が主たるものでございます。2目の法人につきましては2千186万1千円、均等割が737万2千円、法人税割が1千442万9千円でございます。2項の固定資産税でございます。1の固定資産税の現年分につきましては1億9千469万2千円、土地、家屋、償却資産等でございます。3項の軽自動車税55万2千円でございます。市町村たばこ税1千505万3千円、入湯税215万円。

次のページ行っていただきまして、地方譲与税の自動車重量譲与税6千232万8千円でございます。地方道路譲与税2千201万円でございます。利子割交付金でございます。467万9千円。

4款の消費税、地方消費税交付金でございます。7千345万1千円でございます。

5款のゴルフ場利用税交付金1千39万7千円、自動車取得税交付金5千2万4千円でございます。

次、18ページでございます。

地方交付税でございます。2節の方、特別交付税の方、見込みをさせていただいております。3億5千18万9千円でございます。

9款の交通安全対策特別交付金でございますが353万1千円。

10款の分担金及び負担金で農林水産業費の分担金といたしまして4千143万7千円、4の災害復旧費分担金933万7千円、10の分担金及び負担金の中で負担金、総務費負担金で795万9千円、主たるものについては人事交流の負担金でございます。民生費の負担金につきましては4千771万円でございますが、主たるものにつきましては老人保健措置の負担金が1千262万5千円、また保育所保護者負担金現年分課税が2千532万8千円が主たるものでございます。

11款の使用料及び手数料でございます。

総務手数料といたしましては1千194万1千円、施設使用の使用料が主たるものでございます。民生使用料11万4千円、衛生使用料4千701万2千円、このことにつきましては火葬場の使用料、また診療所使用料4千176万9千円が主たるものでございます。

20ページをお願いします。

使用料の労働使用料でございますが25万9千円と、土木使用料につきましては933万6千円、教育施設使用料は1千114万9千円でございます。次、手数料につきましては、合計で総務手数料、衛生手数料等でございます。1千664万4千円でございます。

次に12款の国庫支出金でございます。民生費国庫支出金でございますが、2億5千621万6千円の予算額に対しまして、主たる補助率、国庫

負担金につきましては、社会福祉負担金の施設訓練等支援費負担金が1億4千998万8千円でございます。

次の22ページでございますが、災害復旧費の国庫負担金が8千801万4千円でございます。次に国庫補助金でございます。この補助金につきましては民生費の国庫補助金で、主たる項目につきましては支援費制度の補助金が2千994万7千円でございます。土木費の補助金につきましては、2億3千320万9千円。主たる予算につきましては地方道路整備臨時交付金、地域戦略プラン事業推進費補助金8千291万円でございます。6の教育費国庫補助金6千7万6千円、各要保護、準要保護等に伴います補助金等でございます。保健体育につきましては体育費の補助金でございます。委託金でございます。主たるものにつきましては、土木費委託金3千399万8千円、土木管理費の委託金。

また次のページ、24ページをお願いしたいんですが、河川費の委託金、水防災対策費委託金でございます。

県支出金の県負担金でございます。予算額1億2千287万9千円でございますが、主たるものにつきましては民生費の負担金1億1千20万9千円でございます。主たる負担金の内容でございますが、社会福祉費の方では説明欄に掲げております8千739万6千円、児童福祉費で2千211万円が主たる補助金でございます。次に県補助金でございます。総務費県補助金6億9千898万2千円でございます。説明欄に掲げております土地利用規制対策事業費補助金から、合併推進交付金6億4千904万8千円が主たるものでございます。民生費県補助金3億1千527万3千円につきましては、その社会福祉費補助金の中で主たるものにつきましては、トータルケア推進事業費補助金1千476万3千円、また隣保館運営費等補助金3千247万5千円が主たるものでございます。

26ページをお開き願いたいと思っております。

説明欄にも掲げておりますように、社会福祉関係の補助金をそこに計上させていただいております。児童福祉費の県補助金6千433万1千円、以下説明欄に掲げておりますが主たる事業につきましては、乳幼児医療公費負担事業費補助金1千440万1千円、特別保育事業補助金で1千281万2千円、また子育て支援施設等の整備費の補助金が1千146万1千円が主たるものでございます。次に農林水産業費県補助金3億321万3千円、農業費補助金が2億8千580万3千円、説明欄に掲げておりますが、次の28ページをお願いしたいと思っております。

主たる事業につきましては新農林水産活性化総合支援事業補助金5千750万9千円、以下畜産振興事業の1千422万2千円、小規模農業基盤事業の5千190万、団体営基盤整備促進事業が8千306万2千円、担い手育成基盤整備、ほ場整備関連になろうかと思っておりますけど2千636万2千円、農道環境等の整備が2千940万5千円が主なるものでございます。林業費につきましては1千741万円が林道なり、また治山、森林総合の活性化事業等の事業でございます。土木費の県補助金が1千50万円

でございます。次に災害復旧費1億3千23万7千円でございます。農業用施設、また林業用施設の災害復旧費に伴います補助金の予算でございます。県支出金の委託金でございます。次の30ページをお願いしたいんですが、410万5千円の予算をもっております。

財産運用収入でございますが397万1千円でございます。財産売払収入といたしまして、有価証券売払1億7千400万でございます。

次の32ページをお願いいたします。

繰入金、特別会計からの繰入金ですが、各種医療国民健康保険の特別会計から特定環境公共下水道等の事業特別会計からの繰入金をそこに計上させていただいております。5千801万9千円でございます。基金繰入金につきましては財調、また地域福祉基金、保健福祉推進事業基金の繰入金1億2千545万2千円の予算額でございます。

延滞金、加算金及び過料につきましては7万3千円、市の預金利子につきましては8万1千円、貸付金の元利収入につきましては34ページを開きいただきたいんですが393万9千円、住宅新築貸付元利収入から結婚支度資金貸付元利収入まででございます。雑入といたしましては1億7千384万9千円の計上をいたしております。主たることにつきましては財政課関係の雑入等7千441万2千円、建設課関係の雑入といたしまして3千916万6千円等でございます。

市債でございます。総務費総務債といたしまして6億4千340万、電算システム構築事業、また高田IC再開発事業、それぞれ4億6千940万円計上いたしております。公共施設整備事業債で1億7千400万円でございます。農林水産業債につきましては3億3千370万円、農業債といたしまして2億9千420万円、農林関係に伴います起債事業で借り入れをいたしております。林業費といたしましては、林道整備に伴います3千950万円でございます。土木債でございます。4億6千100万円でございます。道路橋りょうと県営事業の負担金に伴います負担金、また住宅建設に伴います事業債4千850万でございます。消防債につきましては950万円、消防施設整備事業でございます。教育債につきましては6億8千720万円、小学校の統合関係に伴います建設事業債4億8千720万円、また保健体育施設といたしまして2億円。次に災害復旧債といたしましては4千430万円、特別会計の繰出債1億7千420万円、過疎債の充当で1億6千260万円で、説明欄の通りでございます。辺地債が1千160万円でございます。市債の合計23億5千330万円の借り入れの予算でございます。

続きまして、歳出のほうに移らせていただきたいと思っております。

38ページをお願いいたします。

38ページの議会費でございますが、2千545万3千円でございます。この予算の目につきましては、議会管理費、職員の人件費、また議員さんの人件費、議会運営等に伴います経費でございます。

総務管理費でございます。総務管理費につきましては一般管理費といた

しまして2億4千919万2千円、特別職等に行います人件費、職員の人件費、総務一般の管理に伴います人件費等でございます。また合併記念事業費の122万9千円、合併対策費といたしまして9千733万円でございます。文書広報費等につきましては1千14万3千円を計上させていただいております。

続きまして40ページをお願いします。

財政管理費でございますが42万9千円でございます。その他会計管理費とし、また財産管理費といたしましては7千619万3千円でございますが、財産管理に伴います費用をそこに計上しております。基金管理費といたしましては基金の積立金でございます。財政調整基金7千657万3千円等が主たるものでございます。続きまして企画費でございますが、618万1千円、企画管理費と主たるものについては交通対策費の589万3千円が主たるものでございます。諸費といたしまして1千4万2千円、主たるものについては、諸費の項目で581万2千円、市税還付金で263万5千円、防犯対策費は159万5千円でございます。行政情報処理費でございますが、情報ネットワークの関係の経費でございます。と、電算処理費に伴います関連経費7億4千496万6千円でございます。自治振興費でございます572万4千円、主たるものにつきましては自治振興に伴います管理経費、また地域支援の経費を373万4千円計上しております。地籍調査といたしましては、1千632万9千円計上いたしております。徴税費でございますが、税務総務費といたしまして2千186万1千円、税務関係に伴います職員の人件費等でございます。また徴税賦課徴収費といたしましては賦課徴収費に係る1千375万円でございます。

戸籍住民基本台帳費でございます。

戸籍住民の関係する職員の人件費等、また戸籍住民基本台帳費等の8万3千円が主たるものでございます。選挙管理費につきましては選挙管理委員会費といたしまして、選挙管理委員会に伴います人件費、また選挙管理委員会費をそこに計上させていただいております。選挙の啓発費につきましては6万6千円、選挙執行費30万9千円、市長選挙費に伴います準備の予算でございます。統計につきましては統計調査におきます164万円、各種統計調査に伴います職員の人件費等、また管理費でございます。指定統計は11万9千円でございます。監査委員費233万1千円、監査に伴います職員等の経常経費でございます。

次に民生費。社会福祉の項目でございます。社会福祉総務費3千342万5千円の予算額につきましては社会福祉総務費に関連する職員の人件費等でございます。身体障害者福祉費7千574万3千円でございますが、障害者福祉に伴います身体障害者支援事業費3千960万3千円、身体障害者福祉事業3千62万5千円、身体障害者保護措置費213万5千円等でございます。

次の50ページをお願いいたします。

3目の知的障害者福祉費でございます2千174万8千円、このことに

つきましては知的障害者施設訓練等の支援事業でございます。2千137万1千円が主たるものでございます。老人福祉費でございます。老人福祉費に伴います在宅福祉事業2千920万9千円、老人保健措置費、また介護保険、老人医療、老人保健特別会計繰出金3千454万1千円、介護サービス事業等の繰出金98万4千円が主たるものでございます。国民年金費は27万9千円、次に6目の社会福祉医療交付金でございますが、3千219万円、主たるものにつきましては社会福祉医療費公費負担事業をそこに計上させていただいております。人権推進費につきましては、人権推進に伴います予算計上428万2千円を計上しております。

52ページをお願いします。

社会福祉費の中で隣保館費でございますが、隣保館の運営に伴います人件費、また事業等の計上額861万円、福祉センター費の231万6千円、福祉センターの運営管理経費でございます。社会福祉施設費1億2千620万9千円につきましては、社会福祉施設の運営費が主たるものでございます。児童福祉費の項でございますが、1目の児童福祉総務費、これは児童福祉総務費関係の管理経費をそこに計上させていただいております。

次に54ページをお願いいたします。

保育所費でございますが、市における保育所総務管理費を一括計上をそこにさせていただいております。児童福祉で、次に児童福祉医療公費負担事業1千385万5千円につきましては、ひとり親家庭等医療公費負担、乳幼児医療負担等が主たるものでございます。6目の児童福祉施設費でございますが723万8千円、児童館等の運営費でございます。

次に56ページをお願いいたします。

生活保護費につきましては1千452万3千円を計上させていただいております。生活保護に関連する管理経費と生活保護の扶助費を計上させていただいております。災害復旧費につきましては存目の4千円を計上させていただいております。

保健衛生の費でございます。保健衛生総務費といたしましては、職員の人件費、また管理経費をそこに3千358万9千円計上をさせていただいております。保健衛生費の精神保健費1千44万円でございますが、精神衛生保健推進事業に伴います事業費を計上しております。母子保健事業費母子保健費260万2千円、このことにつきましては母子保健推進事業を計上でございます。老人保健費282万2千円、老人保健の推進事業費でございます。予防費といたしまして823万5千円、予防接種事業の予算額でございます。保健センターにつきましては66万2千円、保健センターの運営管理費でございます。

次に60ページをお願いいたします。

保健衛生の費の7目でございますが、環境衛生費でございます。主たる事業につきましては簡易水道事業特別会計の繰出金が7千777万9千円が主たる事業でございます。それと診療所費でございます。診療所費の主

たる運営費をですね、そこの予算額であります5千460万2千円でございます。火葬場費493万9千円は、火葬場の運営管理費をそこに計上いたしております。清掃費でございます。塵芥処理費といたしましては、17万8千円、し尿処理費といたしましては4千153万4千円、し尿処理施設に伴います人件費、また管理経費を計上させていただいております。

62ページをお願いいたします。

労働諸費でございますが、緊急雇用創出事業ということで608万2千円、緊急雇用の創出事業ということで補助金をいただいておりますこの予算額でございます。農業費につきましては農業委員会費282万5千円、農業委員会の運営費でございます。農業総務費といたしましては、8千463万円、主たることにつきましては職員の人件費、農業総務における人件費、また農業集落排水事業特別会計繰出金が6千966万4千円でございます。農業振興費1千451万5千円でございますが、主たる事業につきましては農業振興関係事業費430万4千円、中山間地域直接支払事業費222万7千円が主たるものでございます。

また、64ページをお願いいたします。農業費の中で水田農業確立事業、また農用地利用集積特別事業469万5千円、農業振興センターの管理、また農業振興施設管理運営費を計上させていただいております。畜産振興費でございます。2千496万7千円でございます。畜産振興に伴います振興予算を計上させていただいております。2千496万7千円でございます。地域営農費でございますが4千147万3千円、営農指導費と普及指導の予算額でございます。農村整備費でございますが3億9千479万2千円。農村整備に伴います総務管理費といたしまして2千13万円等でございます。

次の65ページの農業関連で農村総合整備事業費がございます。1億593万9千円でございます。また、中山間総合事業、土地改良事業といたしまして農道の改良が6千72万5千円、水利施設等管理事業が1千507万3千円、ほ場整備事業費が1億6千273万1千円でございます。林業費でございます。林業総務費といたしましては150万3千円に伴います、林業総務に伴います人件費等でございます。

次に66ページをお願いいたします。

農林水産業費の中で林業振興費でございます。736万4千円。主たるものについては林業振興なり有害対策駆除に伴います管理経費を計上させていただいております。造林事業の67万円。次に林道整備事業費でございますが、405万1千円。林道新設と維持管理に伴います管理経費でございます。治山事業340万円、小規模崩壊地復旧事業340万円の事業予算となっております。水産業費150万円、水産振興に伴います施設管理運営費の予算計上額でございます。

68ページをお願いいたします。

商工費の項目でございます。全体的には商工費の中で3千万5千円を計上させていただいております。中でも商工総務の関係では商工関係の人件

費、また商工業の振興につきましては406万9千円、観光費につきましては2千372万4千円を計上させていただいたとるところでございます。

次に土木費の土木管理でございますが土木総務費で2千105万円、土木総務に係ります職員の人件費と土木の管理経費でございます。

70ページをお願いいたします。

道路橋梁費の道路橋梁総務費でございますが954万5千円、これは道路橋梁に伴います職員関係の人件費、また管理経費を計上させていただきました。道路維持4千929万1千円、道路維持に伴います予算でございます。道路新設改良1億1千203万1千円、説明欄にありますように国庫補助事業、また地方特定道路、単独県費事業、県営負担金事業でございます。橋梁維持といたしましては142万円を計上させていただいております。河川費といたしましては河川総務で151万5千円、また河川維持費では21万4千円。

72ページをお願いします。

河川改良費で1千432万9千円、ダム周辺の管理費1千432万9千円が主たるものでございます。4の宅防費といたしまして3千939万8千円、工事費関係でございますが3千939万8千円でございます。都市計画費でございます。都市計画総務費といたしましては、都市計画に伴います人件費、またその他管理経費でございます。公共下水道費4千457万3千円でございますが、公共下水道に伴います特別会計に繰出金が主たるものでございます。住宅費、住宅管理費の経費でございます。

次に9款の消防費でございます。1番の常備消防費4千383万1千円、常備消防費に伴います人件費、またその管理経費をそこに計上させていただいております。非常備消防費につきましては3千540万6千円を計上させていただいております。消防施設費といたしましては3千904万5千円でございます。災害対策費につきましては544万3千円でございます。

次に10款の教育費でございます。

教育委員会費といたしましては58万9千円、事務局費といたしましては2千350万5千円、それぞれ事務局費に伴います経常経費、また管理経費でございます。小学校費でございますが、学校管理費でございます4千640万5千円、管内におきます学校管理費をそこに予算計上をさせていただいております。中学校費でございますが、学校管理費で2千802万6千円、各中学校の管理経費を計上させていただいております。幼稚園費でございますが、1千241万円、幼稚園の管理経費でございます。

次に80ページをお願いいたします。

社会教育費でございますが、社会教育総務費でございます1千150万3千円でございますが、これは社会教育関係に伴います人件費、またその管理経費、生涯学習の推進事業でございます。公民館費1千508万6千円、管内の公民館の管理運営費が主たるものでございます。図書館費315万5千円、図書館の管理運営が主たるものでございます。

次に82ページをお願いいたします。人権教育費でございますが、人権教育に係ります職員の人件費と推進事業費を計上させていただいております。文化財保護費につきましては文化財保護の調査管理経費201万円でございます。文化施設費1千735万9千円、各文化施設の管理運営経費でございます。

次に84ページをお願いいたします。

保健体育費でございますが、保健体育総務費134万円、スポーツ振興の事業に伴います予算でございます。学校給食費1千692万6千円、学校給食費に係ります経常予算でございます。3目の体育施設費5千716万6千円、管内体育施設に伴います管理運営費が主たるものでございます。また、体育施設建設費、屋内温水プール建設が4千96万8千円でございます。

86ページをお願いします。

災害復旧費の農林水産施設災害復旧費でございますが、農地、農業施設に関連伴います復旧予算を1億1千580万8千円計上させていただいております。土木施設災害復旧費については、土木施設の災害復旧に係ります予算を1億1千318万3千円でございます。

公債費につきましては元金利子、公債諸費併せまして17億5千565万3千円を計上させていただいております。

諸支出金といたしまして、普通財産取得といたしまして5千119万4千円を計上させていただいております。

予備費といたしましては9億3千645万4千円計上させていただいております。

次に元の6ページにお戻りをいただきたいと思っております。

第2表の繰越明許費でございます。繰越明許費につきましては民生費、農林水産業費、土木費、消防費、災害復旧費、それぞれ事業を計上させていただき、繰越明許費の予算額を2億8千16万6千円を計上させていただいたところでございます。

続きまして8ページをお願いします。

8ページの第3表、債務負担行為でございます。旧6町が債務負担行為を起こしておる予算額でございます。

次に10ページでございます。

第4表の地方債でございますが、先ほど予算の収入の中でもご説明しましたように、地方債の借り入れの限度額を総務事業なり農林水産事業、土木事業、消防事業、教育事業、災害復旧費事業、特別会計繰出債、合計といたしまして23億5千330万円を計上させていただいたところでございます。

以上、歳入歳出の予算総額を63億7千892万5千円を定めるものでございます。

以上で要点のご説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鳴石議員 議長。

崎岡議長 71番、鳴石勸君。

鳴石議員 82ページの人権教育費340万で、節で報酬職員手当、報償費等が数字が入っておりますが、どういう教育なり、仕事をやられるんですか。報酬は58万円、これは何人に出すのか、で、職員手当が11万5千円の人件費とありますが、何人に。報償費も104万7千円、これも何人。需用費が61万4千円とありますが詳しく説明をお願いします。

私は向原町の出身でありまして、かつてこの人権対策というかたち、項目にそう予算が組んでないわけです。人権、人権、これを突出をさせて町内に生活をしている人も一人もおりませんし、私はこの高田郡6町が合併をするということについて、一番心配をしておりました。6町の内で向原町、旧向原町は解放同盟の影響が弱いというんですか、他の5町は非常に影響が強いと、そうすると今は民主主義の時代ですから、良かろうが悪かろうが多数に決せられるということになりますと、せっかくそれぞれが正しい運動だと言っておるんですが、住民の納得をする同和教育なり、人権教育というものがされているんですが、逆戻りをするようになるのではないかと、こういうことを一番、私は同和地区出身ですから、一番危惧をいたしましたわけです。詳しくご説明をお願いします。

織田市長職務執行者 議長。

崎岡議長 市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 はい、ただ今のご質問の内容等については、担当課長のほうからご説明申し上げますが、人権というものは日本国民誰もが侵すことの出来ない基本的な問題であります。これは同和問題と一緒にしてもらおうと、考えてもらっちゃあ、同和問題は同和問題で、人権に関わる問題もあります。当然でございます。しかしここで言う人権とは、各町でこさえとる新しい人権とは、日本国の憲法で保障されている何人にも侵すことのない人権、これの推進は町づくりの一つの基本であると、私はこのように捉えとります。そういう意味で人権推進委員は今後とも必要であるという観点から、各町とも人権推進委員を任命をいたしております。

詳細等については、担当課長が行います。

水戸教育次長 議長。

崎岡議長 教育次長、水戸眞悟君。

水戸教育次長 ただ今のご質疑にお答えしたいと思いますけども、職務執行者の方からご説明がございましたので、私の方から補足して説明をいたしたいと思います。

これは旧来の6町の各町におきまして、それぞれ人権教育に関わる社会啓発教育等進めて参っておりますが、それに残されております平生人権教育推進事業費というのは県の補助事業等もございまして、それに取り組んでおる町もございまして。ちなみに私が美土里町の出身でございますので、

美土里町でもその人権教育推進事業は、県の補助金をいただいてこの事業に取り組んで参っとるわけでございます。町民の皆さん方に多くの人権講演会を聞いていただいたり、またあるいは地域別の人権講座を持ったりといったようなことを、それぞれの地域の皆さん方の創意工夫によって取り組んでいただいとるという状況でございます。なお、その取り組みの状況につきましては、各それぞれの町村でこれまで取り組んでいただいとるという状況がそれぞれ違っておりまして、今回まだ冒頭総務部長の方からも説明ありましたように、平成15年度の最後の決歳が済んでいない金額を、6町分をここにまとめて計上いたしておりますので、先ほどご質疑いただきましたように、各町で何人分でどうなっておるかということにつきましては、詳細の資料を現在持ち合わせておりません。必要でございましたら次の機会でその資料を取り寄せましてご説明申し上げたいとは思いますが、そういった6町の人権講座等啓発推進に係る事業費の残額をここに集計してございまして、それを計上いたしておるものでございますので、必要であれば後から資料を取り寄せて説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

増田議員 議長。

崎岡議長 69番、増田静樹君。

増田議員 はい、15年度の一般会計の暫定ということでございますが、おそらく先ほど総務部長のご説明のように各町の積み上げがこのように数字として表れておるものと思っております。私の勉強不足でございますけれども、およそ行政を運営するにあたりましては、歳入なくては歳出は出来ないのは基本だと私は思っております。2、3点ほどお尋ねしますが、膨大な資料でございますが、繰越明許におきましては、これは旧6町の中で繰り越しておるもので認識をいたしますが、これほどの債務負担行為を起こされておるわけでございますけれども、単純に申し上げまして債務負担行為といえは文字では片づくけれども、中身はバラバラ、まちまちです。そこらはどういう規定を線と方向性でお出しになっているのかというのが第1点でございます。

2点目、歳入の中で基金を繰り入れての予算計上をなされております。基金の繰入というのは一般的に行われますけれども、基金は先ほど専決の中で、概ね私の頭の中では22の基金の項目があると思っておりますが、その22の基金の項目は、全て私は把握しておりませんが、この予算書の中に計上してある歳入後の基金の残高をお示ししていただければありがたいと思っております。

その次でございます。財産収入で有価証券の売上収入ですね、1億7千200万円計上なさっている。この経緯についてお尋ねしてみたいと思います。

それと、先ほど専決でお尋ねをいたしましたけれども、私がいただきましたこの資料の中には行政職の8級は書いてございますけれども、消防職の

9級というのは書いてないんですね。公安職ということで先ほどご説明があったわけですが、そこら辺りがですね、非常に提案の仕方が、私は曖昧だと思っております。改めて予算でございますのでお尋ねをさせていただきますが、私にいただいております資料によりますと、職務執行者の交際費、議長さんの交際費、消防長の交際費、あまりにも私は私なりに非常に不満を抱いております。積み重ねと言われれば積み重ねでございますけれども、予算でございますので不用額というものが出てくるのは当然でございますけれども、冒頭、消防署のことにつきましては、指摘いたしました、このお示しをいただいとるこの資料の中には、行政職とそれと技能職と消防職、公安職、消防職と公安職、皆違うんですね。そこで私は、詳細な説明が無いままに安芸高田地区消防長は、9級職の待遇を受けておられる。先ほど申し上げました、もう3月1日から動いております部長さん方、課長さん方の管理職手当は、いかほどに支給される計画をお持ちなのかということをお尋ねいたします。

歳入でございますけれども収入でございますけれども、我々の市長さん以下我々議員の報酬は連ねてございます。そこらの点について、もう少しですね、スタートが私は大事だと思っております。歳入無くして歳出は出来ませんし、厳しい行財政改革の中で、これから安芸高田市の住民へのサービスを行うということは基本でございますけれども、どのようにして人件費歳出を削減するのかというのが、これから私は大きな使命であると思っておりますので、お答えいただきたいと思っております。以上。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 まず1点の債務負担行為の考え方でございます。このことにつきましては、決して15年度からですね発生したものではありません。旧6町の今まで債務を組まれておったものを安芸高田市に引き継ぐわけでありまして、予算の方もそのように引き継がせていただき、予算といたしましては平成15年度から、その終わりの期間までを定めたというものでございますので、決してこの債務負担行為をですね、今回の予算の暫定の中でこれだけの債務負担行為を計上して予算を計上しておるものではありませんので、ご理解をお願いをさせていただきたいと思っております。

それと、次の基金残高等につきましては、旧町ですね出納室におきまして現在事務作業を進めていただいております。もう少し時間がかかるのではなからうかと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

財産収入の有価証券の売却収入でございますが、1億7千400万円につきましては神楽門前湯治村等に出資をされておりました売却収入といたしまして、旧美土里町分に対して1億7千400万円の収入をみさせていただきますとところでございます。

次に各交際費の関係でございます。当然、市長部局、また教育委員会等、こうした交際費を計上させていただいておりますけれども、基本的には先ほどからご説明させていただいておりますように、今回の予算につきましては

旧町村の6町、また一部事務組合等を含めたですね、予算の1ヶ月分の未執行ということで予算計上をさせていただいております。当然、予算執行にあたりましてはですね、どこの部局におきましても現在計上しておりますけども、市長職務執行者との協議の中でですね、執行させていただきたいと思っております。当然、ご指摘いただきますように消防は以前は一部事務組合でありましたけども、市長部局ということになりますので、執行にあたりましては市長との調整の中で調整を取らせて執行させていただきたいと思っております。それと管理職手当といたしましては、部長職につきましては16%、課長職につきましては12%の管理職手当を支給させていただきとります。このことにつきましては、旧町村のですね、課長職につきましては12%の支給額をそのまま、それと部長職につきましては類似市の団体、類似団体ですね、また近隣の市の団体、そういうものを参考にし、16%の支給をさせていただきとるところでございます。以上でございます。

増田議員 議長。

崎岡議長 69番、増田静樹君。

増田議員 先ほど、消防長のね、9級に対する、消防長9級職でしょ、私の手元の資料では。その説明がなされておりませんし、加えてこの大事な予算書に書いてないんですよ。ということは消防規則なんですか。規則的な扱いでいいんですか。おそらく私がもらいました安芸高田市のしおりの中には、消防長は部長クラスと書いてあるんですよ。別のもんなんですか。そこらをもう少し整理していただきたい。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 ご質問の級別の職員数の点だろうと思いますが、予算書の91ページをご参照いただきたいと思います。この関係につきましては、付票といたしまして給与費の明細の中にですね、特別職、また一般職、またその内容の手当、職員手当等掲げております。一般職につきましては8級制でございます。また消防職につきましては公安職の方の職種を使っております。当然、消防長の方も9級でございます。この点につきましてはですね、合併前のある程度の調整機能の段階で、このようなスタートをさせていただいておりますが、いろいろ今日ですね、そうした財政状況の中では非常に考えていかななくてはならない課題も多くあるのではなからうかと思っております。当然、安芸高田市がですね、スタートをしますのにもですね、行財政改革が必要であるのではなからうかと思っております。安芸高田市を取り巻く財政状況ともですね、非常に厳しい環境にあるのではなからうかと思っております。また、長引く景気の低迷とかですね、国の交付税等の削減、あらゆる角度から考えましても大変厳しい状況があろうかと思っております。そうは言いましても、当然、職員のみではですね、改革はできないと。議員の皆さん方、市民の皆さんのですね、ご協力を得て早期にですね、行財政改革のある程度の組織的な面と言いましょか、そういうところを明

確にすべきではなかろうかと思っております。新たな行財政改革大綱とい  
いましょうか、そういうところも策定させていただきながらですね、ある  
程度達成すべき考え方の目標言いましょうか、それを明確にし、先にもあ  
りましたが行政評価なり、人事評価システム、いろんな角度からですね、  
取り組む必要が出てくるかと思っております。今後の市の長期的な計画の  
中ですね、あるべき姿の方向性というものを考えていく必要があるんで  
はなかろうかと思っております。そういう状況の中で全体的なですね、今日、  
安芸高田市をスタートさせていただきたくりますが、いろんな角度の中で、  
課題が多くあるのではなかろうかと思っております。そういう感覚の中で  
ある程度行財政改革というものも取り組んで行かせていただきたいと思います  
と思っております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

増田議員 議長、69番。

崎岡議長 69番、増田静樹君。

増田議員 質問を重ねさせていただきますが、お答えいただきました内容につま  
ましては概ね了解はいたしますけれども、今、安芸高田市の6町の集計の中  
では、私は経常収支比率は90%を超えるのではなかろうかと思ってお  
ります。残りの少ないパーセントで住民の福祉、行政サービスと文言は並べ  
ても非常に難しい数字が出てくると思います。ここは議場でございます。  
執行部の皆さん、我々はですね、もう少し改革出来るところは改革すべく、  
格別のご配慮を執行部の方にお願ひさせていただきます。

織田市長職務執行者 議長。

崎岡議長 市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 はい、ご指摘のように地方財政、地方自治体、国もそうですが、財政的  
には非常に厳しい中にあります。安芸高田市、この3月1日で合併をいた  
しまして新しく自治体の構築をやったわけでございます。財政が厳しいか  
らといって、市民、これの福祉であるとか、あるいはその他の問題を放置  
するわけにはいきません。先般の私は辞令交付の時に、職員が今後知恵を  
出してやることであると、本当に知恵を出して、一律カットという広島市、  
広島県あたりは、職員の一律カットということをやっておりますが、今度は  
勤務評定、評価制度の導入等、職員の定員の適正化等の計画を今後やって  
いきます。本当に厳しい中を職員は、今の段階では大変職員数は多くあり  
ます。私が一番懸念しとるんは、今ぬるま湯につかると先でどうなるかと  
いうことで、職員は常に知恵を出して一歩も二歩も前へ進むことであると、  
これが一番大切だと。先般のNHKのテレビの中で、徳川家康がああして  
長い間幕府を通じて外様大名を追放した、その中で毛利家は土地の4分の  
3を没収されたと。萩の方へ領土を追いやられたと。そこで知恵を出して  
林畑を開墾し、そこへコウゾを植えて和紙を作って上方へ送って、その藩  
の財政を潤した毛利輝元、まさしくこれを例に出したんですが、如何に知  
恵を出して、職員が知恵を出して、地域担当制を設けておりますが、今後  
も全町へ設けます。役場職員の地域担当制、職員行政と地域が一体となっ  
てこのまちづくりを進めていくということで、地域担当制、私の町は既に

設けておりますが、そのようにやって、本当に知恵を出して今後の財政運営に行政運営は進めていかなければならないと、このように私は考えております。さらに先ほどの消防職の件、これは町長会でもやはりここに消防長がいらっしゃいますが、これは9級でございます、公安職の。一般職は8級でございます、その差が出るということで議論に上がりましたが、私は消防職というものは危険を非常に伴うということで、公安職ということで、経験、資格試験、これらの取得、こういうものを加味しまして現在の消防長を9級にしております。誰もかれもがなるわけではございません。経験の少ない人、あるいは試験に通ってない人が必ずしもそこへいくわけじゃありません。三次の場合を先に例を出されましたが、6級におるということで。まさしくそういう試験に通つたらん、あるいは経験の無い者は6級職が代表ならそのようになります。

崎岡議長 答弁の最中ではございますが、本日の会議時間は議事の都合により予めこれを延長いたします。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

よって、会議時間を延長することにいたしました。

職務執行者。

織田市長職務執行者 はい。先ほど申し上げましたが、行財政改革、進めて参ります。進めて参ります言うても、私は職務執行者で4月の19日までありませんので、新しい市長へ今日のことは、この会議の内容等は十分伝えておきます。

以上でございます。

崎岡議長 他に質疑はございませんか。

質疑の前に暫時休憩をいたします。

~~~~~

午後5時00分 休憩

午後5時05分 再開

~~~~~

崎岡議長 再開をいたします。

他には質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより承認第2号、専決処分した事件の承認についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって承認第2号、専決処分した事件の承認についての件は、原案の通り可決されました。

崎岡議長 お諮りします。

本日の会議はこの程度に止め、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日は、これにて延会いたします。

明日、午前10時参集をお願い申し上げます。

本日は大変ご苦労さんでした。

~~~~~

午後5時08分 延会

上記会議次第は事務局職員の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成16年 月 日

安芸高田市臨時議長

安芸高田市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

## 1. 議事日程

(平成16年第1回安芸高田市議会3月臨時会第2日目)

平成16年3月10日  
午前10時開会  
於安芸高田市吉田公民館

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 承認第3号 専決処分した事件の承認について  
【平成15年度安芸高田市国民健康保険特別会計暫定予算】
- 日程第3 承認第4号 専決処分した事件の承認について  
【平成15年度安芸高田市老人保健特別会計暫定予算】
- 日程第4 承認第5号 専決処分した事件の承認について  
【平成15年度安芸高田市介護保険特別会計暫定予算】
- 日程第5 承認第6号 専決処分した事件の承認について  
【平成15年度安芸高田市介護サービス特別会計暫定予算】
- 日程第6 承認第7号 専決処分した事件の承認について  
【平成15年度安芸高田市公共下水道事業特別会計暫定予算】
- 日程第7 承認第8号 専決処分した事件の承認について  
【平成15年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算】
- 日程第8 承認第9号 専決処分した事件の承認について  
【平成15年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計暫定予算】
- 日程第9 承認第10号 専決処分した事件の承認について  
【平成15年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計暫定予算】
- 日程第10 承認第11号 専決処分した事件の承認について  
【平成15年度安芸高田市簡易水道事業特別会計暫定予算】
- 日程第11 承認第12号 専決処分した事件の承認について  
【平成15年度安芸高田市八千代根野地区土地改良事業特別会計暫定予算】
- 日程第12 承認第13号 専決処分した事件の承認について  
【平成15年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計暫定予算】

- 日程第 13 承認第 14 号 専決処分した事件の承認について  
【平成 15 年度安芸高田市水道事業会計暫定予算】
- 日程第 14 承認第 15 号 専決処分した事件の承認について  
【芸北広域環境施設組合への加入について】
- 日程第 15 承認第 16 号 専決処分した事件の承認について  
【広島県北情報センター組合への加入について】
- 日程第 16 承認第 17 号 専決処分した事件の承認について  
【広島県市町村職員退職手当組合への加入について】
- 日程第 17 承認第 18 号 専決処分した事件の承認について  
【広島県市町村公務災害補償組合への加入について】
- 日程第 18 承認第 19 号 専決処分した事件の承認について  
【芸北広域市町村圏振興協議会への加入について】
- 日程第 19 承認第 20 号 専決処分した事件の承認について  
【広島県土地改良事業団体連合会への加入について】
- 日程第 20 承認第 21 号 専決処分した事件の承認について  
【大草田ため池管理事務の委託について】
- 日程第 21 承認第 22 号 専決処分した事件の承認について  
【指定金融機関の指定について】
- 日程第 22 承認第 23 号 専決処分した事件の承認について  
【町の区域の設定と字の名称変更について】
- 日程第 23 承認第 24 号 専決処分した事件の承認について  
【向原土地開発公社の定款変更について】
- 日程第 24 承認第 25 号 専決処分した事件の承認について  
【地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について】
- 日程第 25 議案第 1 号 安芸高田市コミュニティ・プラント設置及び  
管理条例について
- 日程第 26 議案第 2 号 安芸高田市特別会計条例の一部を改正する条例について

- 日程第 27 議案第 3 号 広島県北情報センター組合規約の改正について  
 日程第 28 議案第 4 号 広島県市町村職員退職手当組合規約の改正について  
 日程第 29 議案第 5 号 広島県市町村公務災害補償組合規約の改正について  
 日程第 30 議案第 6 号 過疎地域自立促進計画について  
 日程第 31 議案第 7 号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について

【安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例ほか 30 件】

2. 出席議員は次のとおりである。(72名)

1 番	明 木 一 悦	2 番	秋 田 雅 朝
3 番	土 居 克 之	4 番	山 本 優
5 番	岡 山 薫	6 番	田 中 常 洋
7 番	前 川 正 昭	8 番	平 林 克 昌
9 番	日 野 原 穂 澄	10 番	平 川 幸 雄
11 番	加 藤 英 伸	12 番	山 崎 昭 弘
13 番	山 口 康 文	14 番	小 野 剛 世
15 番	川 角 一 郎	16 番	竹 田 誠 荘
17 番	井 上 尚 文	18 番	高 坂 広 一
19 番	新 出 達 夫	20 番	塚 本 近
21 番	赤 川 三 郎	22 番	深 井 達 雄
23 番	三 上 夕 工 子	24 番	長 岡 公 次 郎
25 番	井 上 正 樹	26 番	宮 田 浩 之
27 番	松 野 俊 寿	28 番	川 先 悟 郎
30 番	平 岡 正 美	31 番	秋 広 美 輝

3 2 番	川 崎 三 千 春	3 3 番	西 川 佚 夫
3 4 番	中 野 光 雄	3 5 番	岡 原 雪 夫
3 6 番	松 村 三 千 三	3 7 番	熊 高 昌 三
3 8 番	藤 井 昌 之	3 9 番	浅 枝 俊 通
4 0 番	青 原 敏 治	4 1 番	金 行 哲 昭
4 2 番	杉 原 洋	4 3 番	松 川 秀 巳
4 4 番	大 前 直 行	4 5 番	入 本 和 男
4 6 番	泉 正 智 代	4 7 番	山 本 三 郎
4 8 番	今 野 仁 千 六	4 9 番	今 村 義 照
5 0 番	住 広 章	5 1 番	佐 々 木 博
5 2 番	玉 川 祐 光	5 3 番	西 山 登 司 教
5 4 番	井 上 正 文	5 5 番	岡 田 正 信
5 6 番	浮 田 洋 吾	5 7 番	山 崎 宅 将
5 8 番	桑 岡 達 夫	5 9 番	望 月 桂
6 0 番	天 清 斐 雄	6 1 番	渡 辺 義 則
6 2 番	猪 掛 信 幸	6 3 番	高 下 二 郎
6 4 番	富 田 義 弘	6 5 番	吉 村 正 登
6 6 番	名 川 律 夫	6 7 番	宮 本 房 宏
6 8 番	松 浦 利 貞	6 9 番	増 田 静 樹
7 0 番	崎 岡 典 男	7 1 番	亀 岡 等
7 2 番	中 間 末 雄	7 3 番	鳴 石 勸

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

29番 新山勝義

4. 会議録署名議員

7番 前川正昭 8番 平林克昌

5. 地方自治法第121条により説明員のため出席した者の職氏名(17名)

市長職務執行者	織田邦夫	教育長	是貞一義
参事	小野豊	副収入役	藤川幸典
総務部長	新川文雄	自治振興部長	田丸孝二
市民部長	廣政克行	福祉保健部長 兼福祉事務所長	福田美恵子
産業振興部長	清水盤	建設部長 兼公営企業部長	金岡英雄
消防長	村上紘	八千代支所長	平下和夫
美土里支所長	立川堯彦	高宮支所長	猪掛智則
甲田支所長	武添吉丸	向原支所長	益田博志
教育次長	水戸眞悟		

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(6名)

事務局長	増本義宣	次長兼総務係長	光下正則
議事調査係長	児玉竹丸	書記	国岡浩祐
書記	新谷洋子	書記	倉田英治

~~~~~  
午前10時00分 開会

崎岡議長 おはようございます。  
ただ今の出席議員は72名であります。  
定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、予めお手元に配布した通りであります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

崎岡議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、7番前川正昭君及び、8番平林克昌君を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 承認第3号 専決処分した事件の承認について

【平成15年度安芸高田市国民健康保険特別会計暫定予算】

崎岡議長 日程第2、承認第3号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 はい、議長。

崎岡議長 安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 本案も一般会計と同様に、専決処分した事件について承認をお願いするものでございます。暫定予算の総額は歳入歳出それぞれ8億480万8千円とするものであります。一時借入金の借入額の最高限度額は6億円と定めております。

以上、ご審議の上ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。なお、要点説明は福祉保健部長が行います。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福田福祉保健部長 はい、議長。

崎岡議長 福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 はい、失礼をいたします。承認第3号の平成15年度安芸高田市国民健康保険特別会計暫定予算について、ご説明をいたします。

本暫定予算は1月、2月分の診療医療費として、歳入歳出それぞれ8億480万8千円とするものでございます。

それでは歳入におきます主なものについてご説明申し上げます。

8ページをお開き下さいませ。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税4千674万円。主なものにいたしまして1節の医療給付費分現年課税分といたしまして4千386万1千円、それから2目の退職被保険者等国民健康保険税1千610万7千円。主なものといたしまして1節の医療給付費分現年課税分として1千442万4千円。

次に3款の国庫支出金、1項国庫負担金でございますが、1目の療養給付費等負担金1億9千168万9千円、現年度分といたしまして1億8千511万9千円、それと2目の高額医療費共同事業負担金として184万1千円、それから3款国庫支出金の2項国庫補助金でございますが、1目財政調整交付金3億6千153万3千円、主なものといたしまして普通調整交付金として1億6千28万1千円、説明の方に書いてある通りでございます。それから2項の国庫補助金で、1目の財政調整交付金で2節の方の特別調整交付金、10ページです。特別調整交付金が2億125万2千円、特別事情による調整交付金でございます。それと2目の国民健康保険特別対策費補助金100万1千円。

次の4款県支出金の1項県負担金でございますが、1目の高額医療費共同事業負担金184万1千円。

それから5款の療養給付費等交付金、同じくで1目の療養給付費等交付金1億4千991万7千円、現年度分といたしまして1億4千991万3千円。

それから下にいきまして7款共同事業交付金、1項の高額医療費共同事業交付金の1目高額医療費共同事業交付金で1千207万5千円。

12ページの方に参ります。

9款の繰入金、1項他会計からの繰入金として1目一般会計繰入金140万3千円。それから同じく繰入金の2項基金からの繰入金といたしまして1目財政調整基金繰入金1千952万円。

歳入につきまして主なところは以上でございます。

それでは17ページの歳出の方に移らせていただきます。

1款総務費、1項総務管理費の一般管理費1千20万1千円、これは一般職員の人件費、それから総務一般の管理費でございます。それと次の2項の徴税费、1目賦課徴収費110万5千円、賦課徴収に係ります事務費等でございます。

次のページの2目納税奨励費423万7千円、これは納税奨励費として報償費から出されるものでございます。

それから一つとびまして2款保険給付費、1項療養諸費でございますが、1目の一般被保険者療養給付費1億7千万円、それから2目の退職被保険者等療養給付費として1億6千万、それから下に参りまして2項の高額療養費でございますが、1目の一般被保険者高額療養費として2千240万8千円。

18ページに参りまして、同じく2目の退職被保険者等高額療養費として916万8千円、それから一つとびまして4項の出産育児諸費といたしまして、1目出産育児一時金として180万円、それから5項の葬祭諸費、1目葬祭費として371万円。

次に3款の老人保健拠出金といたしまして、1目老人保健医療費拠出金として6千916万5千円、それから2目の老人保健事務費拠出金として151万1千円。

次に4款の介護納付金で1目の介護納付金でございますが、947万6千円。

それから次のページにいきまして、5款の共同事業拠出金で1目の高額医療費共同事業医療費拠出金として897万1千円。

次に6款の保健事業費で1目の保健衛生普及費でございますが904万円、これは健康づくり事業費等の事業費と一般会計への繰出金、併せて904万円でございます。それから2目の疾病予防費として183万7千円。

続いて7款の基金積立金でございますが、1目財政調整基金積立金として106万6千円。

それから次のページに参りまして、8款の公債費で1項一般公債費で1目利子116万1千円でございます。

それと9款の諸支出金でございますが、その中の大きいものとしたしまして3目の償還金390万3千円、これは平成14年度分の国庫金の精算をいたしまして返還をするものでございます。

10款の予備費といたしまして3億1千237万1千円ということでお願いをしております。

よろしく願いをいたします。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

増田議員 議長。

崎岡議長 69番、増田静樹君。

増田議員 はい、69番。先ほど担当部長の方からご説明をいただきましたことにつきまして、お尋ねをしてみたいと思います。

昨日に続きましてのことでございますので、総務部長の方から暫定というご説明がございましたので、そのことを基本としてお尋ねしていきたいと思っておりますけれども、暫定と申しましても3月いっぱい自治体が解消するわけでございます。継続は力なりでございます。あくまでも16年度に継続するわけでございますので、その点を加味してお尋ねいたしたいと思っておりますけれども、お手元にいただいております資料の8ページ、7ページにつきまして、担当部長の見解の一端をお伺いしたいと思っております。

まず、4目でございますけれども、4目滞納に係ることが繰越分というのが書いてありますが、国保に係る滞納整理等々につきまして、これからの新年度に関わって部長の見解をお聞きしたいと思っております。

2点目、7ページ歳入の中で積立金を一時利用なされているようでありますけれども、国保というのは市民が100%加入しておらないわけでございます。おそらく50%弱ぐらいではなかろうかと思っております。そうした時に国保拠出金であった医療費給付費であるとか、様々な複雑な要素を絡んでおる中で、この基金の運用をどのように運用し、加えて基金そのものが新市の中においてどの程度必要であるかというお考えを正してみたいと思っております。以上。

廣政市民部長 議長。

崎岡議長 市民部長、廣政克行君。

廣政市民部長 滞納の関係でございますが、市民税の方と一緒に収納させていただく関係上、私の方からご答弁させていただきます。滞納整理につきましては、当然公平性の負担からいいたしてもあってはならないことと存じておりますが、社会情勢の中でなかなかの旧町村のばらつきというものが、あるように聞いとります。仰せの通り新年度に向かいますともこの滞納というものを極端に言いますれば、無くして、公平性を保っていききたいと、このように思っております。収納、幸いにしまして市民税の方で収納係というひとつの係を設けさせていただいております。十分肝に銘じましてこの徴収というものに対しましては、滞納というものは無くしていくという原則に基づきまして職務して参りたいと、このように思います。

それと基金の関係であります。この件につきましては合併の専門部会におかれましてはいろいろこの税のばらつきがあるということであり。幹事会の方、また助役会、町長会の方でもご審議いただくとように思いますが、ある程度6町の基金の持ち寄りというかたちの中で、この2年、3年のうちで安芸高田市としての税収というものを統一して参りたいと、このように思っております。

増田議員 議長。

崎岡議長 69番、増田静樹君。

増田議員 はい、69番。私はですね、先ほどお尋ねいたしましたのは、前段につきましては税関連のことにつきましては解りますけれども、後段のお尋ねは、国保というのはい、非常に複雑多岐に及んでおる特別会計でございます。一時的に基金を運用しなくてはならないという状況にあるのではなかろうかと思うわけであり。そうした時に基金の目標額とその運用方法を担当部長はどのようにお考えになつとるかということをお尋ねします。

福田福祉保健部長 議長。

崎岡議長 福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 はい、ただ今の質疑でございますが、国保といいたすのは先ほど議員さんの方からもございましたように、医療費がですね、いろいろ変動するということの中で、基金としては一応3ヶ月分の医療費を見込んだもので、確保はしとくような必要があろうかと思ひます。そういうかたちの中で、金額的にいくらというのが私、言えませんが、医療費の3ヶ月分というものの金額はですね、常に確保しておく必要があろうかと思ひます。それを確保しておきながら、やはり健全な国保財政運用をする上で、そこらで適切な基金の運用いうかたちで取り組みをしたいと思ひしております。

以上でございます。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

今村議員 議長。

崎岡議長 49番、今村義照君。

今村議員 2、3、お伺いをしたいと思ひます。まず、保険給付費の中で退職被保

険者の給付金額がですね、どうもかなり突出してるように思うわけでございます。これは併せて高額療養の費にもそれが反映されてるかというふうに思いますが、何かこの件につきまして特徴的な現象がこの中に含まれているのか、お伺いしたいのがまず1点でございます。

次に2点目として予備費がですね、3億1千何某か組まれているわけでございます。この会計上、非常に不確定的な要素があるわけでございますが、6町を全部併せた上での今回の予備費算入であろうと思うわけでございますが、ある程度確定されたかたちですね、これが全体的に予算計上されたものであるかどうかということが2点目でございます。

次に事務体制の問題でございます。これによりますと職員の担当専任者がこの事業に5人、それから3月度においてはおそらく臨職の人が二人だというふうに想定するわけでございますが、この合併後におきましてですね、この事業における、あるいは次に出てくるであろう保健、老人福祉の老人保険の方の関係もこの陣容になるかと思いますが、その事務的な配置効果ですね、このことがこの3月1日に改めて合併した上で、それが反映されているというふうにお考えなのかどうか。以上、3点をお伺いします。

福田福祉保健部長 議長。

崎岡議長 福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 はい、失礼いたします。ただ今ご質疑の退職者の方の医療給付費、それからそれに伴って高額医療が増えているということでございますが、やはり退職者医療の被保険者の方につきましては、多分お勤めをされている時には一生懸命お仕事に行かれて、なかなか医療、病院にかかることが少ないっていうことがあろうかと思えます。そうしたかたちの中でやはり退職をされて病院にかかれる方が多いということはお聞きしております。そうした中で、やはり早期発見、早期治療ということがやはり少しは遅れてきとるんじゃないかと思われま。そうした中で、高額医療の方も退職者の方の方の医療の方が上がってくるようなかたちになっているんじゃないかと思われま。

そして予備費でございますが、国保につきましては医療費の請求がですね、2ヶ月、3ヶ月と遅れて参ります。そうしたかたちの中で国庫金等調整交付金等の補助金、国、県等の補助金ですね、これらにつきまして、ずれ込んで入ってくるということがございまして、やはり医療費の見込みをみまして予備費として今回こういうかたちで上げさせていただきとるということでございます。

それから国民健康保険への人件費の関係、人的事務の関わりでございますが、5名というのが、給付の保健医療係に職員が2名と、それから税務課の職員もここに人件費として入っておるわけでございますが、今回の合併に伴いまして最大限、どこの部に所属におきましても職員をしっかりと配置ができればということはあるわけでございますが、たちまち今回ですね、この5名ということで、国保の方の人件費をみさせていただいております。これで十分とは思っておりませんけども、ですけども、こうした少数の人

員ではございますが、やはりこの国民健康保険という特別会計の趣旨をしっかりと考えまして、出来るだけ少ない経費でこの事業がスムーズにいくようなかたちで取り組みをしたいと思っております。

以上でございます。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

明木議員 議長。

崎岡議長 1番、明木一悦君。

明木議員 はい、先ほどのですね、同僚議員の関連になるとは思うんですけど、滞納、未収金の回収についてなんですけど、これは保険税だけではなくて全てに関わると思われますけど、今回暫定予算ということなんですけど、既にですね、3月12日から本会議が始まります。その時には来年度の予算が出てきます。その時には是非ですね、これに対しての具体的な対策方法と数値目標、どれくらい回収できるか見通しがあるのか、その辺りをですね、明確に示していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

廣政市民部長 議長。

崎岡議長 市民部長、廣政克行君。

廣政市民部長 先ほどご答弁させていただきましたが、滞納につきましては市民税なり、国保税なり、原則に基づきまして収納させていただくということは一つの基本だと思っております。各町とも今それぞれ集計をして出しておりますけども、当然、新年度も当初は暫定予算というかたちになるかと思っておりますが、この滞納につきましては、なるべく資料を収集いたしましてご説明できるようにしたいと、このように思っております。よろしくお願いいたします。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより承認第3号、専決処分した事件の承認についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって承認第3号、専決処分した事件の承認についての件は、原案の通り可決されました。

日程第3 承認第4号 専決処分した事件の承認について

【平成15年度安芸高田市老人保健特別会計暫定予算】

崎岡議長 日程第3、承認第4号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 はい、議長。

崎岡議長 安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 本案も同様に専決処分した事件について、議会の承認をお願いするものでございます。本案の暫定予算の総額は歳入歳出それぞれ9億9千574万1千円とするものであります。また一時借入金の最高限度額は3億円と定めております。

以上、ご審議の上、承認をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

要点説明は福祉保健部長が行います。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福田福祉保健部長 議長。

崎岡議長 福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 はい、失礼いたします。それでは承認第4号、平成15年度安芸高田市老人保健特別会計暫定予算についての要点の説明をいたします。本暫定予算は1月、2月分の診療医療費として歳入歳出それぞれ9億9千574万1千円とするものでございます。

歳入におきます主なものをご説明いたします。

8ページをお開き下さいませ。

1款1項の支払基金交付金でございますが、1目の医療費交付金6億5千918万1千円、現年度分といたしまして6億5千918万円、それと2目の審査支払手数料交付金421万2千円、現年度分といたしまして421万1千円。

それから2款の国庫支出金、1項国庫負担金でございますが、1目医療費負担金として2億2千749万4千円、現年度分といたしまして2億989万5千円、過年度分といたしまして1千759万9千円。

次の3款の県支出金の1目医療費負担金でございますが、7千30万1千円、主なものといたしまして現年度分として6千564万3千円。

それから4款の繰入金で1目の一般会計からの繰入金として3千454万1千円。

歳入の方は以上で、次の11ページの方をお願いします。

歳出で1款の医療諸費でございますが、1目の医療給付費9億5千532万4千円、これは医療給付費として扶助費で出しております。2目の医療費支給費637万2千円、3目の審査支払手数料453万6千円。

それから2款の公債費、1項一般公債費、1目の利子135万1千円。  
それから12ページに参りまして、4款の予備費といたしまして、1目  
予備費2千814万6千円を計上させていただいております。よろしくお  
願いいたします。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。  
まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。  
次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより承認第4号、専決処分した事件の承認についての件を挙手によ  
り採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって承認第4号、専決処分した事件の承認についての件は、原案の通  
り可決されました。

~~~~~

日程第4 承認第5号 専決処分した事件の承認について

【平成15年度安芸高田市介護保険特別会計暫定予算】

崎岡議長 日程第4、承認第5号、専決処分した事件の承認についての件を議題と  
いたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 はい、議長。

崎岡議長 安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 承認第5号、本案も同様に専決処分した事件について、議会の承認をお  
願いするものでございます。暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億7  
千290万1千円とするものであります。また、一時借入金の借り入れの  
最高限度額は3億円と定めております。

以上、ご審議の上、承認をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、要点説明は福祉保健部長が行います。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福田福祉保健部長 議長。

崎岡議長 福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 はい、失礼いたします。それでは続いて承認第5号の平成15年度安芸高田市介護保険特別会計暫定予算についての要点のご説明を申し上げます。  
この特別会計はこれまで安芸たかた広域連合が実施をしていたものを、今回安芸高田市の方で引き継いだものでございます。

まず歳入でございますが、8ページをお開き下さいませ。

1款保険料、1項の介護保険料、1目第1号被保険者保険料として7千500万2千円、主なものといたしまして1節現年度分特別徴収保険料が6千850万6千円。

それから4款の国庫支出金、1項国庫負担金といたしまして、1目介護給付費負担金1億3千48万8千円でございます。同じく2項の国庫補助金で1目の調整交付金といたしまして1億285万7千円、現年度分といたしまして1億285万6千円、それから2目の事務費交付金として442万5千円、それから3目の国庫補助金として72万6千円でございます。

次に5款の支払基金交付金といたしまして、1目の介護給付費交付金1億8千55万5千円、現年度分といたしまして1億8千55万4千円でございます。

続いて6款の県支出金、県負担金でございますが、1目介護給付費負担金として7千883万8千円。

それから次のページにいきまして、6款の県支出金の方の財政安定化基金支出金といたしましては1千円が上がっております。歳入で主なものは以上でございます。

続きまして歳出の方に参りたいと思います。12ページをお開き下さいませ。

1款総務費、1項の総務管理費の1目一般管理費でございますが957万7千円。それと2項の徴収費でございますが、1目賦課徴収費28万7千円。それから2目の滞納処分費が2万円。

次のページの3項の介護認定審査会費といたしまして、1目介護認定審査会費234万3千円、介護認定審査会の経費としてみております。それと2目の認定調査等費677万9千円。

それから2款の保険給付費で、1項介護サービス等諸費としまして、1目居宅介護サービス給付費1億1千627万7千円。

それから14ページに参りまして、3目の施設介護サービス給付費3億1千249万3千円、それから5目の居宅介護福祉用具購入費として83万円、6目の居宅介護住宅改修費686万円、7目の居宅介護サービス計画給付費として1千284万4千円、それから2項の支援サービス等の給付費といたしまして、1目の在宅支援サービス給付費2千79万8千円、それから3目の居宅支援福祉用具購入費といたしまして54万4千円、4

目の居宅支援住宅改修費といたしまして89万6千円、5目の居宅支援サービス計画給付費629万円。

次のページにいきまして、3項その他の諸費といたしまして1目審査支払手数料74万7千円、それから4項の高額介護サービス費といたしまして、1目高額介護サービス費として303万4千円。

17ページの4款の基金積立金の1項基金積立金ですが、1目の介護給付費準備基金積立金として177万9千円。

それと5款諸支出金で1項の償還金及び還付加算金といたしまして、1目第1号被保険者保険料還付金として22万5千円。

最後のページで6款の予備費といたしまして6千996万4千円の計上をさせていただいております。よろしく願いいたします。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

西山議員 議長。

崎岡議長 53番、西山登司教君。

西山議員 需用費がですね、かなりウエイトを占めておるんですけども、この需用費、何にお使いになるのか。一般管理費について当額は957万7千円の内、需用費が166万5千円。次に総務費徴収費の中ではですね、28万7千円に対して、需用費が27万7千円、ほとんど需用費であるということです。それから次の13ページですね、介護認定審査会これが234万3千円の内、63万9千円が需用費、次に認定調査等費の中で677万9千円の内、131万3千円。この需用費の中身をお知らせ下さい。

福田福祉保健部長 議長。

崎岡議長 福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 はい、すいません。需用費のところの金額でございますが、新市になりましたの介護保険等に関わります住民への啓発とか、それからいろんな帳票ですね、それらの印刷物が沢山ございます。そうした殆どが印刷のものでございます。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより承認第5号、専決処分した事件の承認についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって承認第5号、専決処分した事件の承認についての件は、原案の通り可決されました。

ここで、11時5分まで休憩をいたします。

~~~~~

午前10時49分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~

日程第5 承認第6号 専決処分した事件の承認について

【平成15年度安芸高田市介護サービス特別会計暫定予算】

崎岡議長 再開いたします。

日程第5、承認第6号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 議長。

崎岡議長 安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 本案も専決処分した事件について、議会の承認をお願いするものでございます。暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ1千222万5千円とするものであります。また一時借入金の借り入れの限度額は、最高限度額は1千万円と定めております。

以上、ご審議の上、承認をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、要点説明は福祉保健部長が行います。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

要点説明は簡潔にお願いいたします。

福田福祉保健部長 議長。

崎岡議長 福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 はい。それでは承認第6号の平成15年度安芸高田市介護サービス特別会計の暫定予算についてご説明いたします。

この特別会計は向原町で介護サービス特別会計を引き継いだものでございまして、向原町が行政直営で行っていた居宅介護支援事業所を運営していたものを、今回引き続いて暫定予算に組み込んだというものでございます。次年度からは安芸高田市社会福祉協議会の方に業務を引き継ぐようになっておるということで、暫定予算としてはこれが最後となるようになっております。

それでは、ただ今議長の方から簡潔にということでございますので、暫

定予算書の2ページ、3ページで説明をさせていただきたいと思います。

まず歳入でございますが、1款サービス収入といたしまして1の介護給付費の収入として320万円。

2款の県支出金、1項県補助金といたしまして282万4千円。

3款の繰入金、1項一般会計繰入金として98万4千円。

4款の諸収入といたしまして521万7千円。

それから歳出の方でございますが、3ページの方で1款の総務費、1項総務管理費57万7千円。

2款サービス事業費といたしまして1項居宅介護支援事業費207万1千円。

3款の諸支出金といたしまして917万7千円。

4款の予備費で40万円でございます。よろしく願いいたします。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより承認第6号、専決処分した事件の承認についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって承認第6号、専決処分した事件の承認についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第6 承認第7号 専決処分した事件の承認について

【平成15年度安芸高田市公共下水道事業特別会計暫定予算】

崎岡議長 日程第6、承認第7号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 議長。

崎岡議長 安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 本案も同様に専決処分した事件について、議会の承認をお願いするものでございます。暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7千851万5千円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を9千700万円と定め、一時借入金の最高限度額を1億7千万円と定めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、要点説明は建設部長が行います。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 失礼いたします。それでは承認第7号、平成15年度安芸高田市公共下水道事業特別会計暫定予算について、ご説明申し上げます。この公共下水道は吉田町の都市計画区域内のみで行われている事業でございます。内容につきましては、まず歳入の方でございますが、8ページ、9ページをお願いいたします。

款の1の分担金及び負担金でございますが、582万5千円でございます。

次に款の2の使用料及び手数料で、使用料。下水道使用料といたしまして278万7千円。

款の3国庫支出金で公共下水道事業国庫補助金6千万円でございます。

款の4の公共下水道補助金で県補助金でございますが600万円。

また款の6の繰入金、一般会計からの繰入金が387万9千円。諸収入で雑入が302万4千円でございます。

10ページをお願いいたします。10ページの款の9市債でございますが、公共下水道債といたしまして9千700万円でございます。

次に歳出の方のご説明を申し上げます。11ページをお願いいたします。

款の1の総務費の総務管理費、一般管理費でございますが、給与等を併せまして633万2千円でございます。19の負担金は、これは加入促進補助金等でございます。

それから款の2の施設費、施設管理費でございますが1千799万2千円、主なものといたしまして需用費の464万5千円は、消耗品あるいは修繕料、電気代等でございます。13の委託料1千91万9千円、これは浄化センターの管理委託業務、あるいは汚泥の処分、水質検査等が主なものでございます。

それから次のページ12ページをお願いいたします。

款の2施設費の施設建設費でございますが、5千244万2千円、主なものといたしましては工事請負費で4千992万1千円。国庫事業あるいは県事業の工事でございます。

款の3公債費で元金、利子併せまして3千568万円でございます。  
予備費といたしましては6千606万9千円でございます。  
それから前に戻っていただきまして地方債でございますが、4ページを  
お願いいたします。

地方債の公共下水道事業で先ほどご説明申し上げました9千700万円  
のことについて、起債の方法、利率、償還の方法を明記しております。

以上でございます。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより承認第7号、専決処分した事件の承認についての件を挙手によ  
り採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって承認第7号、専決処分した事件の承認についての件は、原案の通  
り可決されました。

~~~~~

日程第7 承認第8号 専決処分した事件の承認について

【平成15年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業

特別会計暫定予算】

崎岡議長 日程第7、承認第8号、専決処分した事件の承認についての件を議題と  
いたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 議長。

崎岡議長 安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 はい、承認第8号も専決処分した事件について、議会の承認をお願いす  
るものでございます。暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億365万  
4千円とするものであります。

次に地方自治法第214条の規定により債務負担行為として特定環境保全公共下水道事業排水施設改良資金利子補給期間を平成15年度より完済年度までとし、その限度額を償還額の1%とするものであります。

地方債につきましては、その借入限度額を9千420万円と定め、一時借入金の最高限度額を2億円と定めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認をお願いを申し上げます。

なお、要点説明は建設部長が行います。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 はい、それでは承認第8号平成15年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算についてのご説明を申し上げます。

この特定環境保全公共下水道は、この市管内では吉田町、八千代町、甲田町、向原町で実施されている事業でございます。

歳入の方からご説明申し上げます。10ページ、11ページをお願いいたします。

款1分担金及び負担金でございますが、その分担金として加入者分担金560万1千円でございます。

款2の使用料及び手数料で下水道使用料983万1千円でございます。

款の3国庫支出金、特定環境保全公共下水道事業国庫補助金といたしまして1千194万円、これは八千代町、甲田町分でございます。

款の4県支出金の県補助金でございますが992万8千円、これは八千代町の事業の補助金でございます。

款の5は存目でございます。

款の6繰入金、一般会計繰入金といたしまして3千904万4千円でございます。

次のページをお願いいたします。

款8の諸収入の雑入でございますが、3千310万7千円となっております。

款の9の市債公共下水道事業債で9千420万円でございます。

次に歳出の方の要点説明をさせていただきます。13ページをお願いいたします。

款の1総務費一般管理費では給与他で379万8千円。

款の2の施設費の施設管理費では委託料が主なものでございますが、甲田町及び向原町浄化センターの維持管理業務あるいは水質等でございます。また役務費でございますが、通信費あるいは汚泥脱水等の費用でございます。

次のページをお願いいたします。

14ページの款の2施設費で備品購入で6万6千円でございます。

次に款の2施設費、1の施設建設費でございますが7千403万6千円、

委託料が4千596万円でございますが、これは八千代町の下水道事業団への委託等が入っております。それから説明欄に各処理区の事業費の内訳を書いておりますのでご参考をお願いしたいと思います。

15の工事請負費2千443万4千円、八千代町分でございます。

款の3公債費でございますが、元金利子併せまして6千920万3千円。諸支出金でございますが、一般会計からの繰出金2千444万4千円でございます。

予備費といたしまして170万7千円でございます。

元へ返っていただきまして4ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為、特定環境保全公共下水道事業排水設備改良資金利子補給(甲田)で期間及び限度額を明記しております。

5ページの方では第3表で地方債、特定環境保全公共下水道事業の9千420万円の限度額に対しまして、起債の方法、利率、償還の方法を記載をしております。

以上でございます。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより承認第8号、専決処分した事件の承認についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって承認第8号、専決処分した事件の承認についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第8 承認第9号 専決処分した事件の承認について

【平成15年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計暫定予算】

崎岡議長 日程第8、承認第9号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者  
崎岡議長  
織田市長職務執行者

議長。  
安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。  
承認第9号も、専決処分した事件について議会の承認をお願いするものでございます。暫定予算の総額は歳入歳出それぞれ2億8千210万3千円とするものであります。

次に地方自治法213条第1項の規定により、船佐中央地区農業集落排水事業の施設建設費405万9千円を繰越明許費とするものであります。

次に地方自治法214条の規定による債務負担行為として、下水道事業排水設備改造資金利子補給の期間を、平成15年度より平成16年度までとし、その限度額を存目1千円とするものであります。地方債につきましては借入限度額を9千10万円とし、一時借入金の最高限度額を2億円とするものであります。

以上、よろしくご審議の上ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

要点説明は建設部長が行います。

崎岡議長

これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長  
崎岡議長  
金岡建設部長

議長。  
建設部長、金岡英雄君。  
失礼いたします。承認第9号、平成15年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計暫定予算、この事業は6町で事業を実施しておりますところでございます。

それでは歳入の方からご説明を申し上げます。10ページ、11ページをお願いいたします。

款の1分担金及び負担金で加入者分担金52万3千円でございます。

款の2使用料及び手数料の下水道使用料682万6千円でございます。  
款の2の目の1の手数料でございますが存目でございます。

款の3国庫支出金、農業集落排水事業国庫補助金といたしまして5千210万円でございます。

それから款の4県支出金、農業集落排水事業県補助金でございますが2千450万円でございます。

款の5財産収入、これは存目でございます。

次のページ12、13ページをお願いいたします。

款の6繰入金、一般会計からの繰入金が6千966万4千円でございます。

款の8預金利子が2千円でございます。雑入といたしまして消費税の還付金等併せまして3千838万5千円でございます。

款の9市債で下水道債が9千10万円でございます。

それでは次に歳出の方のご説明を申し上げます。14、15ページをお

願いたいします。

款の1総務費、一般管理費では給料、職員手当等併せまして624万6千円でございます。

款の2の施設管理費では3千616万4千円で需用費、電気代あるいは修繕等で389万円、また役務費では汚泥の運搬等で611万7千円、委託料といたしましては各町の施設の維持管理費で2千253万7千円でございます。工事請負費といたしましては吉田、甲田、向原の維持工事が主なものでございます。公課費では自動車重量税41万8千円でございます。次に施設費の施設建設費でございますが、委託料といたしまして、吉田分の設計業務委託2千183万円、工事請負費吉田、高宮分の4千902万円、それぞれ説明欄に各処理区の事業費を書いております。

次のページをお願いいたします。16、17ページをお願いいたします。

16ページの款の3公債費、元金利子併せまして5千491万5千円。

款の4諸支出金で、一般会計からの繰出金967万3千円でございます。予備費といたしましては1億196万9千円でございます。

それでは前に戻っていただきまして4ページをお願いいたします。

4ページの第2表繰越明許費で船佐中央地区の農業集落排水事業におきまして405万9千円を計上させていただいております。

また次のページの第3表で債務負担行為、下水道事業排水設備改造資金利子補給向原分といたしまして、期間、それぞれ限度額を明記しております。

次に6ページをお願いいたします。

第4表の地方債でございますが、農業集落排水事業限度額9千10万円の起債に対しまして、起債の方法、利率、償還の方法を明記しております。

以上でございます。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浮田議員 議長、56番。

崎岡議長 56番、浮田洋吾君。

浮田議員 担当部長にお聞きをいたします。

今、各町の詳細について説明を受けたわけでございますが、現在のですね、各町の農集の進捗状況について簡単に説明していただきたいと思っております。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 56番議員さんのご質問でございますが、各町の事業でパーセントとしては数値を把握しておりませんが、今手元にある資料でご説明させていただきますと、吉田町で14年度から入江の方で整備をされておりますので、まだ今から随分かかると思っています。国司におきましては12年度で終わっております。あと、可愛、郷野あるいは柳原というところでの整備の計画

がされております。八千代におきましては下土師が済んでおります。美土里におきましては生田が済んでおり、横田で今16年度からの事業ということでございます。高宮では原田が整備が済んで船佐中央が15年度で整備を進めておられるところでございます。浅塚の方も整備をやっておられます。向原につきましては全部済んでいるというふうになっております。ちょっと手元の資料、少し少ないんで説明が不十分だったと思いますが、また必要があれば後ほどパーセンテージを出したものをお渡ししたいと思います。

浮田 議員 56番、浮田です。

崎岡 議長 56番、浮田洋吾君。

浮田 議員 ただ今担当部長の方から詳細について数字を把握してということですが、是非必要だと思いますので、一応各町の進捗状況という私が言いましたものをですね、大体当初の目標として例えば数値が決まってるんじゃないかと思うんです。各町でね。公共下水がどれくらい要って、あと農集がですね、合併浄化槽が大体どれくらい据えるんだということは、ある程度の把握が出来とるんじゃないかと思えますので、そこらの進捗状況をお聞きしたんですが、それにつきましてですね、詳細について出来るだけ早い時間に、一応明示をしていただきたいということをお願いしておきます。

金岡建設部長 議長。

崎岡 議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 はい、早急に整理をしておきたいと思えます。よろしく願いいたします。

崎岡 議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡 議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡 議長 これより承認第9号、専決処分した事件の承認についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって承認第9号、専決処分した事件の承認についての件は、原案の通

り可決されました。

~~~~~

日程第9 承認第10号 専決処分した事件の承認について

【平成15年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計暫定予算】

崎岡議長 日程第9、承認第10号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 議長。

崎岡議長 安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 承認第10号、本案も同様に専決処分した事件について、議会の承認をお願いするものでございます。

暫定予算の総額は歳入歳出それぞれ1億4千797万1千円とするものであります。

次に地方自治法214条による債務負担行為として浄化槽整備事業排水施設改造資金利子補給期間を平成15年度から完済年度とし、限度額を償還額の1%とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を6千760万円と定め、一時借入金の最高限度額を1億4千万円と定めるものであります。

以上、よろしくご審議の上ご承認をお願い申し上げます。

なお、要点説明は建設部長が行います。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 はい、失礼いたします。

承認第10号、平成15年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計暫定予算、これにつきましては向原町以外の5町で事業を実施されているところでございます。

それでは歳入の方からご説明申し上げます。10ページ、11ページをお願いいたします。

款1分担金及び負担金の分担金でございますが、加入者分担金で84万円。

款の2使用料及び手数料で浄化槽使用料479万8千円でございます。それから款の2使用料及び手数料存目でございます。国庫支出金で浄化槽整備事業国庫補助金といたしまして7千396万1千円でございます。

款の6繰入金、一般会計からの繰入金で76万7千円。次は存目でございます。

次のページ12ページをお願いいたします。

12ページの市債でございますが、款の9の浄化槽整備事業債で6千760万でございます。

13ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款の1 総務費の一般管理費では職員の給料、手当などで101万8千円。

款の2 施設費の施設管理費では、主には13の委託料でございますが、保守点検業務といたしまして1千128万6千円、説明欄には市設置と個人設置ということで事業費を分けたものを書いてあります。

次に14ページをお願いいたします。

14ページの施設費の施設建設費でございますが315万円。その主なものは工事請負費の233万2千円でございます。説明欄に各処理区の実業費を書いておりますのでご参照いただきたいと思います。

それから公債費といたしまして、利子が179万5千円でございます。

予備費といたしまして1億3千10万5千円を計上させていただいております。

それから前に戻っていただきまして、まず4ページをお願いいたします。

4ページの第2表債務負担行為でございますが、浄化槽整備事業排水設備改造資金利子補給甲田町分といたしまして、期間及び限度額を明記しております。

5ページの第3表地方債では、起債の目的と浄化槽整備事業限度額6千760万に対しまして、起債の方法、利率、償還の方法を明記しております。

以上でございます。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより承認第10号、専決処分した事件の承認についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって承認第10号、専決処分した事件の承認についての件は、原案の

通り可決されました。

~~~~~

日程第10 承認第11号 専決処分した事件の承認について

【平成15年度安芸高田市簡易水道事業特別会計暫定予算】

崎岡議長 日程第10、承認第11号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 議長。

崎岡議長 安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 本案も同様に専決処分した事件でございます。議会の承認をお願いするものでございます。

15年度の安芸高田市の簡易水道事業の特別会計の暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億2千225万2千円とするものであります。

地方債につきましては借入限度額を2億1千320万円と定め、一時借入金 の最高限度額を4億円とするものであります。

以上、よろしくご審議の上ご承認をお願い申し上げます。

なお、要点説明は建設部長が行います。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 失礼いたします。承認第11号、平成15年度安芸高田市簡易水道事業特別会計暫定予算について、要点をご説明させていただきます。

この簡易水道事業につきましては、6町で事業が実施されているところでございます。

まず歳入の方でございますが、8ページ、9ページをお願いいたします。

款の1分担金及び負担金の分担金でございますが、加入者分担金23万3千円でございます。

款の2使用料及び手数料の使用料でございますが、水道使用料でございますが1千940万9千円でございます。それから款の2使用料及び手数料、これは存目でございます。

9ページの国庫支出金の簡易水道事業国庫補助金でございますが3千34万6千円でございます。

款4県支出金の簡易水道事業県補助金でございますが5千487万9千円でございます。高宮町、甲田町の方への補助金でございます。

次のページ10ページをお願いいたします。

繰入金といたしまして一般会計からの繰入金7千777万9千円でございます。

次に8の諸収入でございます。雑入で2千640万3千円、その他の雑入ということで、通常でしたら黒字分を繰り越しとするわけでございます。

が、暫定ということで雑入で処理をさせていただいております。

9の市債でございます。簡易水道事業債で2億1千320万円でございます。

次に11ページの歳出の方をご説明させていただきます。

1の総務費の一般管理費は給料他でございますが、19の負担金補助及び交付金では242万9千円、簡易水道協会の負担金あるいは県北情報センターの負担金が主なものでございます。

11ページの款の2施設費の施設管理費では、需用費といたしまして572万4千円、これは各町の施設の電気代あるいは修繕料が主なものでございます。次の役務費といたしましては各施設の保守点検業務あるいは電話料でございます。説明欄へ各給水区の状況を書いております。次の12ページに渡っておりますが、参考にしていただきたいと思います。また13の委託料1千380万2千円でございますが、これも各施設の保守点検料あるいは水質検査でございます。それから15の工事請負費におきましては施設の工事でございます。それから2の施設費の施設建設費でございますが5千918万4千円、その主なものといたしましては委託料3千320万5千円でございます。甲田町高地長屋地区あるいは八千代町の設計業務等の委託でございます。それから工事請負費におきましては2千159万5千円、甲田町あるいは向原町での工事費でございます。説明欄にそれぞれ給水施設建設の給水区域ごとの金額を書いておりますのでご参照いただきたいと思います。

13ページでございますが公有財産購入費318万円、これは高地長屋地区における浄水場用地の金額でございます。

それから次の3公債費でございますが、元金利子併せまして6千万8千円でございます。

次のページをお願いいたします。

14ページでございますが、一般会計からの繰出金734万6千円。

それから予備費といたしまして2億4千679万1千円でございます。

前に戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。

4ページの第2表地方債でございますが、簡易水道事業の起債といたしまして2億1千320万円を限度額といたし、起債の方法、利率、償還の方法を明記しております。

以上でございます。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより承認第11号、専決処分した事件の承認についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって承認第11号、専決処分した事件の承認についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第11 承認第12号 専決処分した事件の承認について

【平成15年度安芸高田市八千代根野地区土地改良事業

特別会計暫定予算】

崎岡議長 日程第11、承認第12号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 議長。

崎岡議長 安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 本案も同様に専決処分した事件について、議会の承認をお願いするものでございます。

平成15年度の安芸高田市の八千代根野地区の土地改良事業の特別会計の暫定予算でございまして、歳入歳出の総額はそれぞれ4千770万7千円とするものであります。また一時借入金の借入の最高額は4千万円と定めております。

以上、よろしくご審議の上ご承認いただきますようお願い申し上げます。

なお、要点説明は産業振興部長が行います。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

清水産業振興部長 議長。

崎岡議長 産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 それでは承認第12号の要点説明を申し上げます。本件は八千代町根野地区の区画整理事業をJAから代行業業として特別会計を設けまして実施をしてきておるものでございます。

予算書の方の8ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございますが、JAからの受入として雑入で4千770万7千円を受け入れております。

歳出の方の9ページでございますが、業務委託等の委託料として1千725万1千円、工事請負費を2千300万1千円、それから電柱、水道管の補償として718万1千円を計上いたしております。

なお、事業期間は14年度と15年度の2ヶ年でございます。今年度で一応事業完了というものでございます。よろしくお願いいたします。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより承認第12号、専決処分した事件の承認についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって承認第12号、専決処分した事件の承認についての件は、原案の通り可決されました。

この際、1時まで休憩をいたします。

~~~~~

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~

日程第12 承認第13号 専決処分した事件の承認について

【平成15年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計暫定予算】

崎岡議長 再開いたします。

日程第12、承認第13号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 はい、議長。

崎岡議長 安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 承認第13号、本案も同様に専決処分した事件でございまして、議会の

承認をお願いするものでございます。

暫定予算の総額は歳入歳出それぞれ316万4千円とするものであります。なお、一時借入金の最高額につきましては300万円とするものであります。

以上、よろしくご審議の上ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、要点説明は建設部長が行います。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 はい、失礼いたします。承認第13号、安芸高田市飲料水供給事業特別会計暫定予算についてご説明申し上げます。この事業は高宮町で実施をされている事業でございます。

歳入の方からご説明申し上げます。まず8ページをお願いいたします。

8ページの使用料及び手数料でございますが、水道使用料といたしまして14万1千円、また6の繰入金、一般会計繰入金でございますが302万3千円でございます。

次に歳出でございますが、9ページをお願いいたします。

2の施設費の施設管理費でございますが、飲料水供給施設管理費といたしまして5万9千円でございます。3の公債費でございますが、元金利子併せました額67万7千円でございます。5の予備費242万8千円でございます。

以上でございます。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより承認第13号、専決処分した事件の承認についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって承認第13号、専決処分した事件の承認についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第13 承認第14号 専決処分した事件の承認について

【平成15年度安芸高田市水道事業会計暫定予算】

崎岡議長 日程第13、承認第14号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 はい、議長。

崎岡議長 安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 承認第14号は、専決処分した事件について議会の承認をお願いするものでございます。

予算第3条は水道事業の経営活動に伴い発生すると予定される収益と、これに対応する経費を計上したものであります。収益的収入の予定額を1千81万7千円、収益的支出の予定額を3千983万9千円とするものであります。

次に予算第4条は施設の整備拡充等の建設改良費と建設改良に要する資金の予定額で資本的収入の予定額を1億1千992万3千円、資本的支出の予定額を3千249万1千円とするものであります。

以上、よろしくご審議の上ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

なお、要点説明は公営企業部長が行います。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡公営企業部長 議長。

崎岡議長 公営企業部長、金岡英雄君。

金岡公営企業部長 はい。承認第14号、これは安芸高田市水道事業会計暫定予算でございますが、吉田町、甲田町の上水道事業でございます。

1ページをお願いいたします。

1ページの総則で第1条、平成15年度安芸高田市水道事業会計の暫定予算は、次に定めるところによるということで、第2条では業務の予定量を書いております。(1)の給水戸数は吉田、甲田併せまして5千610戸でございます。そして一日の平均給水量は4千95立方メートルでございます。第3条以降につきましては後ろに説明資料を付けておりますので、それによってご説明させていただきます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

12ページの暫定予算説明書の収益的収入及び支出の収入でございますが、事業収益といたしまして総額で1千81万7千円でございます。これは主に水道料金、量水器の使用料でございます。それから2の受託工事収

益は消火栓等の設備に係るものでございます。それから2の事業収益、項の2の事業収益につきまして雑収入でございますが、消費税等併せまして130万3千円でございます。

支出でございますが、事業費で3千983万6千円でございます。目の1の原水及び浄水費916万6千円、その内動力費あるいは修繕料が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

目の2の配水及び給水費304万5千円でございますが、主なものは各給水区の修繕料214万8千円でございます。3の受託工事費といたしましては、先ほど申し上げました消火栓の工事でございます。総務費では743万2千円で給料、諸手当が主なものでございます。

14ページをお願いいたします。

事業外費用といたしまして1千486万3千円、これは主には企業債利息あるいは一時借入金利息でございます。それから3の特別損失といたしまして12万9千円、予備費で440万でございます。

それから15ページをお願いいたします。

15ページの方では、これは4条に係る予算でございます。資本的収支でこれは主には投資的経費のものでございます。収入といたしましては資本的収入で1億1千992万3千円、内訳としましては分担金が28万3千円、その他の会計から84万円、企業債といたしまして1億280万円、負担金で浄水場移転負担金で1千600万円でございます。

支出の方では合計が3千249万1千円、消火栓設備あるいは配水管改良工事で1千524万円、また企業債の償還金といたしまして1千725万1千円でございます。

次に9ページにお戻りをいただきたいと思います。

9ページでは暫定予算の予定損益計算書を計上しております。これにつきましては15年度全体を計上させていただいておりますが、営業利益につきましては水道料金などの営業収益2億9千397万9千347円から、営業活動費などの営業費用2億4千329万3千169円を差し引いた営業利益は、5千68万6千178円となっております。また雑収益など営業外収益302万723円から企業利息などの営業外費用4千338万9千円を差し引いた額は、マイナスの4千368万277円となり経常利益といたしましては1千31万7千901円でございます。これから特別損失の30万7千582円を差し引いたのが当年度純利益として1千1万319円でございます。従いまして、これに前年度の繰越利益剰余金1億91万5千722円を加えた当年度末未処分利益剰余金は、1億1千92万6千41円でございます。

10ページをお願いいたします。

10ページでは暫定予算貸借対照表を計上しておりますが、これにつきましては資産の部で有形固定資産、無形固定資産を併せました固定資産合計が22億5千126万4千348円で流動資産合計は6千839万1千

845円となっております。従いましてこれらを併せました資産合計は23億1千965万6千193円でございます。

11ページをお願いいたします。

11ページは負債の部でございます。負債合計は848万6千円で、資本の部では資本金合計10億3千308万9千577円。剰余金合計は12億7千808万616円でございます。これらを併せました資本金合計は23億1千117万193円でございます。従いまして一番下の欄になりますが、負債合計と資本合計を併せました負債資本金合計は23億1千965万6千193円となっており、これは前ページでお話をしました資産の部の資産合計と合致をしております。

次に5ページにお戻りいただきたいと思っております。

5ページは平成15年度の暫定予算資金計画を記載したものでございます。本計画書は16年3月末の資金の状況を示したもので、受入資金、一番上の段でございますが、合計額が7億6千753万9千円で、支払資金が中段でございますが7億1千356万9千円でございます。差し引きで5千397万円を平成16年度に繰り越す見込みとしております。

なお、この表の中の収入のところのその他の収入については企業債の借入金及び預り保証金、また、その他の支出の方のその他の方では、工事金の前払金と一時借入金の償還でございます。

以上でございます。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西山議員 議長。

崎岡議長 53番、西山登司教君。

西山議員 ひとつお聞かせ願いたいんですけど、現在本村川の改修工事をやっているわけですね、それで甲立地区の今のポンプで水を上げているところがあるんですけど、あれの移転ということは前から話しが出ておるんですけど、その辺のことをちょっと、わかっている範囲で結構なんで教えて下さい。

金岡公営企業部長 議長。

崎岡議長 公営企業部長、金岡英雄君。

金岡公営企業部長 西山議員さんのご質問にお答えいたしますが、大変申し訳ございませんが現時点では十分状況を把握しておりません。早急に把握をして移転等についての云々につきましては16年分について、またその時点でお話させていただきたいというふうに思っております。申し訳ございませんが回答に十分ならないと思っておりますが、よろしくをお願いいたします。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

増田議員 議長。

崎岡議長 69番、増田静樹君。

増田議員 あ的那ですね、ご提案していただいていることとはちょっとかけ離れるか

と思いますけれどもね、何号何号とおっしゃるんですけども、私どものいただいた資料には何号という打ってないんですよ。やはり大事な議案となりますと、どこからの隅へね、打っていただくということが望ましいか、ベターか親切じゃないかということをお求めしておきます。

崎岡議長 今の回答いたしますのでしばらく。

鳴石議員 議長。

崎岡議長 71番、鳴石勸君。

鳴石議員 はい、かつて向原町の議会に出される議案については、1枚物であっても綴ったものであっても、何号議案というのが載っておるわけですが、新しい市になりましたら新しいだけ付くが古いところよりもっと悪いじゃないかということを感じよったんですが、幸い勇気を出して69番増田議員さんから発言がありましたので、重ねて私も発言をしますが、ここは事務局の方で執行部に対して何号議案ということをお印刷して出すように注意をするべきが筋ではないか、このように考えます。

以上です。

増本議会事務局長 議長。

崎岡議長 議会事務局長。

増本議会事務局長 ご指摘いただきました件でございますが、皆様の方に予算書というかたちで先に配布をさせていただきまして、その後に承認第15号を、一枚ずつになったものを執行部の方から渡されましたので、それが予算書と第1回臨時会承認第14号、そういったものが一緒になってなかったということで、大変議員の皆さんにご迷惑をおかけするようになった次第でございます。まことに申し訳ございません。先ほどご指摘いただきましたように、うちの方から、また執行部の方をお願いすることとさせていただきたいと思っております。よろしゅうございますか、はい。

鳴石議員 議長。

崎岡議長 71番、鳴石勸君。

鳴石議員 一覧表で何号議案というのはあっても、この原本に何号を付けないでやいけんですよ。

増本議会事務局長 議長。

崎岡議長 議会事務局長。

増本議会事務局長 はい、そのようにするのが本当でございます。それを議案書の上と予算書が別々になっていたということにつきまして申し訳なく思っておりますので、これからは付けていただくようお願いをさせていただきます。

どうもすみませんでした。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより承認第14号、専決処分した事件の承認についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって承認第14号、専決処分した事件の承認についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

#### 日程第14 承認第15号 専決処分した事件の承認について

【芸北広域環境施設組合への加入について】

崎岡議長 日程第14、承認第15号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 はい、議長。

崎岡議長 安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 承認第15号は、安芸高田市の発足に伴い芸北広域環境施設組合へ加入することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたもので、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めます。

以上、よろしくご審議の上ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

要点説明は市民部長が行います。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

廣政市民部長 議長。

崎岡議長 市民部長、廣政克行君。

廣政市民部長 承認第15号の要点のご説明をいたします。本件につきましては3月1日付、高田郡6町合併によりまして安芸高田市として芸北広域環境施設組合へ加入するものでございます。加入前につきましては山県郡3町、高田郡6町でありましたが、今回加入することによりまして1市3町となるものでございます。

以上、要点の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより承認第15号、専決処分した事件の承認についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって承認第15号、専決処分した事件の承認についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第15 承認第16号 専決処分した事件の承認について

【広島県北情報センター組合への加入について】

崎岡議長 日程第15、承認第16号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 議長。

崎岡議長 安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 はい、承認第16号は広島県北情報センター組合へ加入することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたものでありまして同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

なお、要点説明は自治振興部長が行います。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

田丸自治振興部長 議長。

崎岡議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 広島県北情報センター組合への加入につきましては、高田郡の美土里町、高宮町、甲田町、向原町の4町が加入をしております、2月の29日安

芸高田市への合併ということで脱退をしたものであります。で、新たに安芸高田市として3月1日をもってこの組合に加入をするということで、3月1日をもって専決処分をされたものであります。

以上、要点説明を終わります。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。  
まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより承認第16号、専決処分した事件の承認についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって承認第16号、専決処分した事件の承認についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第16 承認第17号 専決処分した事件の承認について

【広島県市町村職員退職手当組合への加入について】

崎岡議長 日程第16、承認第17号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 議長。

崎岡議長 安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 承認第17号は、広島県市町村職員退職手当組合へ加入することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めらるものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

なお、要点説明は総務部長が行います。

- 崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
- 新川総務部長 議長。
- 崎岡議長 総務部長、新川文雄君。
- 新川総務部長 それでは承認17号、要点のご説明を申し上げます。高田郡6町、3月1日安芸高田市に合併したわけでございます。広島県市町村職員退職手当組合に加入することにより、同条第3項の規定により報告させていただき、議会の承認を求めるものでございます。  
よろしくお願いいたします。
- 崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕  
質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。
- 崎岡議長 これより討論に入ります。  
まず本案に対する反対討論の発言を許します。  
〔反対討論なし〕  
反対討論なしと認めます。  
次に本案に対する賛成討論の発言を許します。  
〔賛成討論なし〕  
賛成討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。
- 崎岡議長 これより承認第17号、専決処分した事件の承認についての件を挙手に  
より採決いたします。  
本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
〔挙手多数〕  
挙手多数です。  
よって承認第17号、専決処分した事件の承認についての件は、原案の  
通り可決されました。
- 鳴石議員 議長。
- 崎岡議長 71番、鳴石勸君。
- 鳴石議員 生意気なことを言うんですがどうですか、議長さんも大分しんどいよう  
に見受けるので、質疑を許します、無し、無しと三人くらい出たら、討論  
を省略し採決に入りますと。で、採決をしてもらったら、ずっと口数が少  
なくて進行が早く進むんじゃないかと思うんですが、そのように出来れば  
していただいたらいいんじゃないかと。議長さんの体を気遣って私は申し  
上げます。
- 崎岡議長 忠告大変ありがとうございました。次の議会からそういったものの考え  
方をいたしたいと思いますが、今回に限っては原本通り、ひとつご了承願  
いたいと思います。

日程第17 承認第18号 専決処分した事件の承認について

【広島県市町村公務災害補償組合への加入について】

崎岡議長 日程第17、承認第18号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 議長。

崎岡議長 安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 はい、承認第18号は先ほどの退職手当組合への加入と同じように、広島県市町村公務災害補償組合への加入について、議会の承認を求める件でございます。よろしくご審議の上ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

なお、要点説明は総務部長が行います。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 承認第18号、要点のご説明を申します。安芸高田市発足に伴いまして、広島県市町村公務災害補償組合へ加入することについて、3月1日に加入するということでございます。同条第3項の規定に基づきまして報告をさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより承認第18号、専決処分した事件の承認についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって承認第18号、専決処分した事件の承認についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第18 承認第19号 専決処分した事件の承認について

【芸北広域市町村圏振興協議会への加入について】

崎岡議長 日程第18、承認第19号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 はい、議長。

崎岡議長 安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 承認第19号は芸北広域市町村圏振興協議会へ加入することについて、議会の承認を求めるものであります。

以上、よろしくご審議の上ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

なお、要点説明につきましては自治振興部長が行います。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

田丸自治振興部長 議長。

崎岡議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 それでは承認第19号につきまして要点のご説明を申し上げます。芸北広域市町村圏振興協議会につきましては、高田郡と山県郡の町村でこの間組織をしておりました。今回の高田郡6町の合併に伴いまして2月の29日をもちまして、高田郡の6町が脱退し、3月1日をもって新たに安芸高田市として加入をするものでございます。

以上でございます。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより承認第19号、専決処分した事件の承認についての件を挙手に

より採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって承認第19号、専決処分した事件の承認についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第19 承認第20号 専決処分した事件の承認について

【広島県土地改良事業団体連合会への加入について】

崎岡議長 日程第19、承認第20号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 はい、議長。

崎岡議長 安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 はい、承認第20号は広島県土地改良事業団体連合会へ加入することについて、議会の承認を求めるものであります。

以上、よろしくご審議の上ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

なお、要点説明につきましては産業振興部長が行います。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

清水産業振興部長 議長。

崎岡議長 産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 承認第20号の要点説明を申し上げます。本件は農業振興を図る基盤であります農地農業施設の整備を行う土地改良事業の円滑な推進を図るため、広島県土地改良事業団体連合会へ加入をするものであります。よろしくお願いたします。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより承認第20号、専決処分した事件の承認についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって承認第20号、専決処分した事件の承認についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第20 承認第21号 専決処分した事件の承認について

【大草田ため池管理事務の委託について】

崎岡議長 日程第20、承認第21号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 はい、議長。

崎岡議長 安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 承認第21号は、大草田ため池管理事務の管理に関わる事務を管理組合への加入について、議会の承認を求める件でありまして、よろしくご審議の上ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

なお、要点説明につきましては産業振興部長が行います。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

清水産業振興部長 議長。

崎岡議長 産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 承認第21号の要点を説明申し上げます。本土地改良施設であります大草田ため池は向原町に所在をしております。受益を向原町並びに賀茂郡豊栄町に受益を有しております。これまで2町によりまして維持管理を行ってきております。引き続き新市にこれを引き継ぐものでございます。土地改良法第94条の6項の規定並びに地方自治法第252条の14の規定によりまして、賀茂郡豊栄町に当該事務の一部を委託をするものでございます。よろしく願いいたします。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより承認第21号、専決処分した事件の承認についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって承認第21号、専決処分した事件の承認についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第21 承認第22号 専決処分した事件の承認について

【指定金融機関の指定について】

崎岡議長 日程第21、承認第22号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者

はい、議長。

崎岡議長

安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者

承認第22号は、安芸高田市指定金融機関として高田郡農業協同組合を指定することについて、地方自治法の規定に基づきまして議会の承認を求めます。

よろしくご審議の上ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

なお、要点説明は総務部長が行います。

崎岡議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長

議長。

崎岡議長

総務部長、新川文雄君。

新川総務部長

承認22号につきまして要点のご説明を申し上げます。安芸高田市の公金の収納及び支払の事務を取り扱う金融機関として、高田郡農業協同組合を指定するものでございます。同法の第179条の1項の規定によりまして専決処分したものでございます。よろしくお願いいたします。

崎岡議長

これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長

これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより承認第22号、専決処分した事件の承認についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって承認第22号、専決処分した事件の承認についての件は、原案の通り可決されました。

この際、14時5分まで休憩をいたします。

~~~~~

午後1時47分 休憩

午後2時05分 再開

~~~~~

日程第22 承認第23号 専決処分した事件の承認について

【町の区域の設定と字の名称変更について】

崎岡議長 再開いたします。

日程第22、承認第23号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 はい、議長。

崎岡議長 安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 はい、承認第23号は、町の区域の設定及び字の名称変更について、地方自治法に基づきまして議会の承認を求めるものでございます。

よろしくご審議の上ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

なお、要点説明は総務部長が行います。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 それでは承認第22号の要点のご説明を申し上げます。安芸高田市の町の区域の設定及び字の名称変更についてでございます。別紙2枚目の専決処分書を見ていただきたいと思います。下欄に表がございます。名称変更でございます。旧新という表現をさせていただいておりますが、高田郡吉田町大字吉田、その名称変更を安芸高田市吉田町吉田とするものでござ

います。以下、同様のこの表に基づく字の名称を変更するものでございます。よろしくお願いいたします。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより承認第23号、専決処分した事件の承認についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって承認第23号、専決処分した事件の承認についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第23 承認第24号 専決処分した事件の承認について

【向原土地開発公社の定款変更について】

崎岡議長 日程第23、承認第24号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 はい、議長。

崎岡議長 安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 はい、承認第24号は、向原土地開発公社の定款を変更いたしまして、安芸高田市土地開発公社を設置することを、地方自治法に基づきまして議会の承認を求めます。

よろしくご審議の上ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

なお、要点説明は建設部長が行います。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 はい、失礼いたします。承認第24号の向原土地開発公社の定款変更について要点をご説明させていただきます。この土地開発公社は、旧高田郡では吉田町、甲田町、向原町にそれぞれ一つずつ公社がございましたが、合併に伴いまして吉田町の土地開発公社は解散、甲田町につきましてはそれを精算し向原町に引き継ぐということになっております。そのため、それぞれの土地開発公社の精算あるいは解散をしていただきまして向原町の土地開発公社が引き継いでいるものでございますが、今回の合併に伴いまして条文中の定款の中の向原町とありますのを安芸高田市、向原町長とありますのを安芸高田市、向原町議会議長、町議会とありますのを安芸高田市議会にそれぞれ変更をさせていただくものでございます。

なお、この変更につきましては県知事の許可があった日ということで、本日ご承認をいただきましたら速やかに県の方に申請をし、最終的な変更手続きをさせていただくというふうに考えております。

以上でございます。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。  
まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより承認第24号、専決処分した事件の承認についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって承認第24号、専決処分した事件の承認についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第24 承認第25号 専決処分した事件の承認について

【地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について】

崎岡議長 日程第24、承認第25号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者  
崎岡議長  
織田市長職務執行者

はい、議長。

安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

承認第25号は、安芸高田市の行います特定事務について、市内の5郵便局で取り扱うこととする旨を、地方自治法によりまして議会の承認を求めめるものであります。

よろしくご審議の上ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

なお、要点説明につきましては市民部長が行います。

崎岡議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

廣政市民部長

議長。

崎岡議長

市民部長、廣政克行君。

廣政市民部長

承認第25号の要点のご説明を申し上げます。本件につきましては地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づきまして、合併前の高宮町さん、美土里町において規約を定めた市町村が新設合併によりまして廃される場合には、それに伴い当該規約は失うこととなります。よって今回安芸高田市として規約を定めるものでございます。内容につきましては、そこに規約に掲げておりますように、事務の範囲、取り扱う郵便局の名称、川根郵便局、来原郵便局、生桑郵便局、北郵便局、横田郵便局の5局でございます。

取扱事務としましては、住民票の写し、住民票記載事項証明書、また、印鑑登録証明書、また、納税証明書及び評価証明書等の事務でございます。

第4条におきましては、この取扱期間につきましては、平成16年3月1日から平成17年3月31日までといたします。3枚目でございますが、附則といたしましては、この規約は平成16年3月1日から施行するものでございます。

以上、要点の説明を終わります。よろしく願いいたします。

崎岡議長

これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長

これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより承認第25号、専決処分した事件の承認についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって承認第25号、専決処分した事件の承認についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第25 議案第1号 安芸高田市コミュニティ・プラント設置及び  
管理条例について

崎岡議長 日程第25、議案第1号、安芸高田市コミュニティ・プラント設置及び管理条例についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 はい、議長。

崎岡議長 安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 議案第1号は、生活環境や公衆衛生の向上、また、公共用水域の水質保全を図るため、地域のし尿と雑排水を処理するコミュニティ・プラントの設置及び管理並びに費用負担等に関し、必要な事項を定めるものであります。

よろしくご審議の上、適当なる議決をお願い申し上げます。

なお、要点説明は建設部長が行います。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 はい、失礼いたします。議案第1号、安芸高田市コミュニティ・プラント設置及び管理条例についてでございますが、ただ今職務執行者の方の提案理由でもございましたように、生活環境や公衆衛生の向上あるいは公共用水域の水質保全を図るために、コミュニティ・プラントの設置をすることとさせていただきます。その施設の設置から使用管理あるいは罰則までを取り決めたものでございます。この区域は、今日午後から休憩の時間に区域の別表をお配りさせていただきましたが、大変お手数をおかけしましたこととお詫び申し上げます。この区域につきましては、甲田町吉田口地区の一帯で、JRと主要地方道広島三次線に囲まれた区域でございます。該当地区の処理人口168人、事業といたしましては環境省が行うものでございます。ちなみにこのコミュニティ・プラントは、100人以上3万人未満ということで、この地域におきましては集落排水事業等の導入もできないということで、この事業で早期に地域の環境改善を図るという目的でございます。それから別表の方でございますが、先ほど申し上げましたように、名称が吉田口浄化センター、位置が安芸高田市甲田町下小原310

番地1で、施設の建設設置の場所でございます。区域は今申し上げました通りでこの事業の整備区域内ということでございます。以上でございます。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

明木議員 議長。

崎岡議長 1番、明木一悦君。

明木議員 はい、コミュニティ・プラントについてご質問させていただきます。今ここで設置条例、設置及び管理条例を承認しようとしてるわけですけど、この事業についてですね、これからいつ頃着工されて何年の期間でこの工事完了、事業完了させる予定であるのか質問いたします。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 はい、1番明木議員さんのご質問でございますが、現在のところ国の予算の動向もございまして、計画では平成16年、17年度の2ヶ年で整備を行いたいという計画でございます。

以上でございます。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

熊高議員 議長、37番。

崎岡議長 37番、熊高昌三君。

熊高議員 コミュニティ・プラントについては新規の事業ということでお聞きしましたし、全国でも珍しい事業と聞いておりますが、安芸高田市において今後こういった事業の展開ができる区域があるのか、無いのか。

それと、これは国の事業からということで名称をコミュニティ・プラントの設置管理条例、基本的な条例内容は160号の条例あるいは163号の条例と同様な内容のように思っておりますが、コミュニティ・プラントという言葉、これは非常に曖昧な名称にあるように思うんですが、国からの事業ということでこういう名称を使わざるをえんということだと思っておりますけども、この辺の経緯、それと一点目の今後安芸高田市の区域においてこういった事業が展開できる状況があるのか、無いのか。その2点についてお伺いします。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 はい、熊高議員さんのご質問でございますが、コミュニティ・プラント。これ自体は国の方の事業でございますという名称でございますが、この吉田口の導入というのは、ほ場整備等が済んでいない地区は集落排水事業は導入できないということ、あるいは地域の合併浄化槽につきましても地域が密集している場合は非常に設置がしにくいという状況下の中で、この事業を取り組まれたという経緯をお聞きしております。またこの安芸高田市の中でこういう事業が今後展開はどうかというご質問でございますが、これにつきましては、まだ管内十分承知はしておりませんが、全市を早期

にまず上下水道の整備という目標もございますので、そういう中で新しい事業、こういう事業も含めまして市民の皆さんが同一な環境の中で安心して快適な環境をしていただけるということは、当然目指していくべきだというふうに考えておりますので、そういう努力をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより議案第1号、安芸高田市コミュニティ・プラント設置及び管理条例についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって議案第1号、安芸高田市コミュニティ・プラント設置及び管理条例についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第26 議案第2号 安芸高田市特別会計条例の一部を

改正する条例について

崎岡議長 日程第26、議案第2号、安芸高田市特別会計条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 議長。

崎岡議長 安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 本案は、ただ今認めていただきました安芸高田市コミュニティ・プラント設置及び管理条例の制定によりましてこの事業の円滑な運営と管理の適正を図るため、特別会計を設置するということで、安芸高田市の特別会計条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議の上、適当なるご議決をお願い申し上げます。

なお、要点説明は総務部長が行います。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長  
崎岡議長  
新川総務部長

議長。  
総務部長、新川文雄君。  
議案第2号、安芸高田市特別会計条例の一部を改正する条例につきまして、要点のご説明を申し上げます。本案につきましては議案第1号に関連をさせていただきまして、安芸高田市のコミュニティ・プラント設置及び管理条例の制定に伴いまして、事業を進めるわけでございます。運営と経理の適正を図るために安芸高田市の特別会計条例の一部を改正するものでございます。まず、第1条に次の1号を加えるということで、(12)安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計、附則といたしましてこの条例は平成16年4月1日から施行するものでございます。

以上で、要点の説明を終わります。

崎岡議長

これをもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長

これより討論に入ります。  
まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長

これより議案第2号、安芸高田市特別会計条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって議案第2号、安芸高田市特別会計条例の一部を改正する条例についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第27 議案第3号 広島県北情報センター組合規約の改正について

崎岡議長

日程第27、議案第3号、広島県北情報センター組合規約の改正についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者

議長。

崎岡議長

安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 本案は、平成16年4月1日をもって合併後の三次市が組合へ加入することに伴い、広島県北情報センター組合規約の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、適当なるご議決をお願い申し上げます。

なお、要点説明は自治振興部長が行います。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

田丸自治振興部長 議長。

崎岡議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 それでは議案第3号の要点についてご説明申し上げたいと思います。ご承知いただいております通り、今年の4月の1日、三次市及び周辺の6町村が合併をいたしまして、新たに新三次市が発足をいたします。この新三次市は、この広島県北情報センターに加入しておりました町村でございます。今回4月の1日に新たに加入をすることになりました。これに伴いまして、構成市町村の変更並びに議員定数の変更、議員の選挙区分の変更等の規約を改正するものでございます。

次面を見ていただきたいと思えます。改正案と現行がございしますが、まず組織の構成でございますけれども、アンダーラインを引いております甲奴郡から双三郡三和町までが三次市と合併をいたしますので、新三次市というかたちで、改正案としては三次市のみが残るというかたちになるものであります。また組合議員につきましては、21人が16名で、その内訳でございしますが、三次市が4名でございましたけれども、今回からは三次市が6名になるものでございます。

よろしくお願いいたします。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより議案第3号、広島県北情報センター組合規約の改正についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって議案第3号、広島県北情報センター組合規約の改正についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第28 議案第4号 広島県市町村職員退職手当組合規約の

改正について

崎岡議長 日程第28、議案第4号、広島県市町村職員退職手当組合規約の改正についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 議長。

崎岡議長 安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 本案は、平成16年4月1日をもって市町村の広域合併等に伴いまして、市町村の数の変更があります。従って市町村職員退職手当組合の規約の一部を改正する必要が出て参りましたので、そのようにした訳でございます。よろしくご審議の上適当なご議決をお願い申し上げます。

なお、要点説明等につきましては総務部長が行います。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 議案第4号、要点のご説明を申し上げます。広島県市町村職員退職手当組合の組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更でございます。まず、一部改正の内容でございます。第5条第1項中とありますのは、議会の組織及び選挙方法でございます。20人、現在20を19人に、13人を12人に改めるものでございます。

別表第1中とありますのは組合を組織する地方公共団体等ということでございます。安芸高田市を安芸高田市、庄原市に改め同表豊田郡項中川尻町を削り同表甲奴郡の項中上下町、甲奴町、総領町を総領町に改め、同表双三郡の項を削るものでございます。

別表第2という項目につきましては、選挙区を定めたものでございます。第11区の項中に上記区域内を三次市に改め、同法第12区の項を削り同法第13区の項中比婆郡を庄原市比婆郡に改め、「上記区域内又は」を削り同項第12区の項とするものでございます。附則といたしましてこの規約は平成16年4月1日から施行するものでございます。

以上で要点のご説明を終わります。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。  
まず本案に対する反対討論の発言を許します。  
〔反対討論なし〕  
反対討論なしと認めます。  
次に本案に対する賛成討論の発言を許します。  
〔賛成討論なし〕  
賛成討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより議案第4号、広島県市町村職員退職手当組合理約の改正についての件を挙手により採決いたします。  
本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
〔挙手多数〕  
挙手多数です。  
よって議案第4号、広島県市町村職員退職手当組合理約の改正についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第29 議案第5号 広島県市町村公務災害補償組合理約の改正について

崎岡議長 日程第29、議案第5号、広島県市町村公務災害補償組合理約の改正についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 議長。

崎岡議長 安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 本案も先ほどの退職手当組合と同様に4月1日をもって町村の数が合併等によって変更になります。それに基づきまして規約の一部を改正するものでありまして、よろしくご審議の上、適当なるご議決をお願い申し上げます。

なお、要点説明等は総務部長が行います。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 議案第5号、広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合理約の変更につきまして、要点のご説明を申し上げます。組合理約の一部を改正する規約でございます。

別表中ということにあるわけですが、第2条中の組合を組織する地方公共団体でございます。別表中安芸高田市を安芸高田市、因島市、庄原市に改め、同表豊田郡の項中、川尻町を削り同表甲奴郡の項中上下町、総領町、

甲奴町を総領町に改め、同表双三郡の項を削り同表中広島県西部競艇施行組合を削るものでございます。附則といたしましてはこの規約は平成16年4月1日から施行するものでございます。

以上で、要点の説明を終わります。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより議案第5号、広島県市町村公務災害補償組合格約の改正についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって議案第5号、広島県市町村公務災害補償組合格約の改正についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第30 議案第6号 過疎地域自立促進計画について

崎岡議長 日程第30、議案第6号、過疎地域自立促進計画についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 議長。

崎岡議長 安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 本案はこれまでの過疎対策を踏まえ、地域の自立に向けた住民参加と協働のまちづくりによって、地域の個性の尊重と増進、また均衡のとれた地域整備を目指し、過疎地域自立促進特別措置法に基づきましての規定によりまして、安芸高田市過疎地域自立促進計画を策定するものであります。

よろしくご審議の上、適当なるご議決をお願い申し上げます。

なお、要点説明は自治振興部長が行います。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

田丸自治振興部長 議長。

崎岡議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 それでは議案第6号につきまして、要点のご説明を申し上げたいと思います。安芸高田市過疎地域自立促進計画につきましては、これまで美土里町、高宮町、甲田町及び向原町が過疎地域でございましたけども、今回の高田郡6町の合併によりまして、安芸高田市全域が過疎地域となりますので、本計画を策定するものであります。本計画は過疎地域自立促進特別措置法の前期、法は10年でございますが、前期5年、つまり平成12年度から16年度について作成するものでありますけども、既に平成15年度に至っておりますので、平成15年度から平成16年度までの2ヶ年間の計画を策定したものでございます。

本計画の基本的な内容につきましては、今回の高田郡6町の合併に伴い作成をいたしました建設計画をベースに作成をしております。また、事業につきましても市町村建設計画に計上しております事業の内、平成15年度、16年度に実施する可能性がある事業について、全て計上するという措置を取っております。これは平成16年度に急遽過疎債を充当することになった場合、この計画書に計上されていない事業は過疎債の対象にならないということがあるため、このような措置を取っておるものでございます。また、自立促進計画でありますので、過疎債が充当されない事業についても当然計上し計画しての全体性を保っておるところでございます。従いまして本計画書に計上しました事業は、計画年度に比べて課題になっておることをご承知していただきたいというふうに思います。

本計画書の概要であります。基本的事項として1ページから4ページにかけて市の概要、5ページから15ページにかけて人口及び産業の推移と動向、16ページから21ページにかけて、行財政の状況、22ページから24ページにかけて地域の自立促進の基本方針、25ページから計画期間を記述しておるところでございます。この基本的事項につきましてはページ22ページにありますように、地域の自立促進の基本方針の中の将来像、まちづくりの基本方針及び基本的施策に見られますように、建設計画をベースに記述したものでございます。また、26ページの産業の振興以下、その他地域の自立促進に関し必要な事項までは、建設計画に示された考え方を基調にし、先ほど申し述べました内容で事業を整理したものであります。

以上で、要点の説明を終了いたします。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより議案第6号、過疎地域自立促進計画についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって議案第6号、過疎地域自立促進計画についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第31 議案第7号 安芸高田市公の施設の指定管理者の

指定同意について

【安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例ほか30件】

崎岡議長 日程第31、議案第7号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 議長。

崎岡議長 安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 本案は、地方自治法第244条の2の改正に伴いまして、公の施設の管理が管理委託制度から指定管理者の指定制度へと変更されたことから、本市における公の施設の一部の施設について指定管理者の候補を選定いたしまして、指定の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、適当なるご議決をお願い申し上げます。

なお、要点説明等は総務部長が行います。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 議案第7号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意についての要点のご説明を申し上げます。

本案につきましてはこの度の合併によりまして旧町の条例は失効いたしましたわけでございます。それに伴いまして現旧町ですね、条例に伴います委託契約もその締結根拠も失うということでございます。そういう状況の中で、安芸高田市3月1日発足と同時に安芸高田市におきます基幹の集会所及び管理条例を制定をさせていただいたところでございます。本案につ

きましては昨年の9月の地方自治法第244条の2の改正に伴いまして、公の施設の管理が公共的団体への管理委託制度から指定管理者制度へと変更されたことから、この度承認をいただきました安芸高田市の公の施設における指定管理者の指定手続きに関する条例に基づきまして、安芸高田市における公の施設の一部につきまして、指定管理者の候補を選定し、指定の同意を求めるものでございます。

指定管理者の候補の選定につきましては、合併に伴います特例措置によりまして合併の前の各町において、協議を重ねていただきまして候補者の選定までを行っていただいたものでございます。本日指定管理者の同意をお願いするだけの施設につきましては、8箇所の基幹集会所をはじめ、総合福祉センター、老人福祉センター、福祉関係施設、運動公園などの社会体育施設に関するもの、また観光に関する施設でございます。

まず、議案の方、見ていただきたいんですが、この公の施設の管理につきましては、条例を本来であればですね、1件ずつ上程をさせていただくのが本来であります、一括で提案させていただいておりますので、どうかよろしくお願いいいたします。

まず1番の安芸高田市の基幹集会所設置及び管理条例、条例第20号につきましては、ふれあいセンターいきいきの里、社会福祉法人安芸高田市社会福祉協議会会長様から、2枚目を見ていただきまして、房後のふれあいセンターまで8施設をですね、それぞれの名称、指定管理者のそこに記述をしてある通りでございます。期間といたしましては、平成16年4月1日から平成17年の3月31日までとするものでございます。

2番目といたしまして安芸高田市生活改善センター設置及び管理条例、条例第21号につきます施設につきましては、2施設、高宮川根生活改善センター、川根地域振興センターでございます。

3番目といたしまして、安芸高田市高齢者等活動生活支援促進機会施設設置及び管理条例、条例第101号につきましては1件の安芸高田市高齢者等活動生活支援促進機会施設でございます。

4番目といたしまして、安芸高田市向原総合福祉センター条例第82号につきましては、向原町のかがやきを指定管理者に委託するものでございます。

5番目といたしましては、安芸高田市吉田老人福祉センター条例、条例第94号でございます。吉田老人福祉センターの1施設でございます。

安芸高田市の高宮老人福祉センター条例、条例第95号につきましては1件の施設でございます。

7番目といたしまして、安芸高田市特別養護老人ホーム条例、条例第96号につきましては、安芸高田市の特別養護老人ホーム高宮美土里福祉会の方へ委託するものでございます。

次、4ページを見ていただきたいんですが、8番目といたしまして安芸高田市養護老人ホーム条例、条例第97号につきましては、1施設高宮美土里福祉会の方に委託するものでございます。

9番目といたしまして、安芸高田市老人デイサービスセンター条例第98号でございます。この点につきましては安芸高田デイサービスセンター百楽荘、安芸高田市高美園のデイサービスセンターの2施設を指定管理者に委託するものでございます。

10番目といたしまして、高美園在宅介護支援センター条例中、条例第102号でございます。高美園における在宅介護支援センターの1施設でございます。

次、5ページをお願いします。

11番目といたしまして安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例、条例第106号についてでございます。1施設ほど安芸高田市社会福祉協議会の方に指定管理するものでございます。

12番目といたしまして、安芸高田市共同墓地条例、条例第110号でございます。2施設甲田町にございます花の木共同墓地、市ヶ原共同墓地の2施設でございます。

13番目といたしまして、安芸高田市美土里町神楽門前湯治村設置及び管理条例、条例第122号についてでございますが、1施設ほど神楽門前湯治村の方に指定管理するものでございます。

6ページをお願いいたします。

14番目といたしまして、安芸高田市高宮湯の森設置及び管理条例につきまして、条例第123号でございます。1施設ほど高宮湯の森運営協議会の方に委託するものでございます。

15番目といたしまして安芸高田市高宮レインボープラザ森設置及び管理条例、条例第124号についてでございます。安芸高田市の高宮レインボープラザを1施設、虹の農場に委託するものでございます。

16番目といたしまして、安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例第127号でございます。ダム周辺環境整備施設を1施設、八千代町の開発公社に委託するものでございます。

17番目といたしまして、安芸高田市香六ダム公園設置及び管理条例、条例第128号についてでございます。1施設ほど羽佐竹の振興協議会に委託するものでございます。

7ページをお願いいたします。

18番目といたしまして、安芸高田市の高宮大狩山河川公園設置管理条例、条例第130号でございます。1施設ほど茂谷農事研究会の方に指定管理するものでございます。

19番目といたしまして、安芸高田市道の駅北の関宿安芸高田設置及び管理条例、条例第131号につきましては、神楽門前湯治村の方に指定管理するものでございます。

20番目でございます。安芸高田市のほととぎす遊園設置及び管理条例についてでございます。条例番号第132号でございます。横田コミュニティ推進協議会の方に1施設委託するものでございます。

21番目でございます。安芸高田市向原農村交流館設置及び管理条例、

条例第137号でございます。安芸高田市向原農村交流館の1施設を管理委託するものでございます。

次の8ページをお願いいたします。

22番目といたしまして、安芸高田市高宮やくし園設置及び管理条例第139号でございます。1施設ほど川根振興協議会に委託するものでございます。

23番目といたしまして、安芸高田市高宮農村公園設置及び管理条例、条例第141号についてでございますが、3施設ほどでございます。面山森林公園、川根自然生態公園、宮野農村公園、3施設ほど志部府親交会ですか、それとエコミュージアム川根運営協議会、高宮町の常広行政区にそれぞれ委託をするものでございます。

24番目といたしまして、安芸高田市の高宮青空市場高宮湯の森店設置及び管理条例、条例第142号についてでございます。1件ほど指定管理するものでございます。

9ページでございます。25番目といたしまして、安芸高田市堆肥センター設置及び管理条例、条例番号で145号でございます。2施設ほど指定管理するものでございます。安芸高田市の美土里の堆肥センターと安芸高田市甲田堆肥センターの2施設でございます。

26番目といたしまして、安芸高田市エコヴィレッジかわね設置及び管理条例の条例番号で第147号でございます。1件ほどエコミュージアム川根運営協議会の方に委託するものでございます。

27番目でございます。安芸高田市高宮淡水魚養殖施設設置及び管理条例153号でございます。1施設ほど川根水産代表の方に指定管理するものでございます。

10ページをお願いしたいと思います。

28番目といたしまして、安芸高田市八千代文化施設設置及び管理条例についてでございます。条例番号143号。安芸高田市の八千代文化施設フォルテ1施設ほど八千代タウン開発株式会社委託するものでございます。

29番目、安芸高田市吉田運動公園設置及び管理条例第200号でございます。運動公園の1式を、1施設を吉田町地域振興事業団に指定管理するものでございます。

30番目といたしまして、安芸高田市吉田サッカー公園設置及び管理条例、条例第201号でございます。1施設サッカー公園を地域振興事業団に委託するものでございます。

31番目といたしまして、安芸高田市吉田歴史民俗資料館設置及び管理条例第203号でございます。吉田歴史民俗資料館を地域振興事業団に指定管理するものでございます。

以上で、要点のご説明を終わります。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西山議員 議長。

崎岡議長 53番、西山登司教君。

西山議員 53番、西山です。これを見させてもらったところ、非常に高宮、美土里の方が多いんですけども、この施設に指名した基準等をひとつ教えていただきたい。それとですね、5ページ目、一番上ですけども、安芸高田市ふれあいセンターこうだ、これの所在地が安芸高田市吉田町吉田13241になってますけど、これはこれでよろしいわけですか。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 初めに説明させていただきましたように、この度の合併によりまして、旧6町村各専門部会におきまして、公の施設をですね、一定経路整理をさせていただいたわけでございます。確かに各旧町村共ですね、集落の中に非常に行政が管理していた施設がですね、すごくあるわけですね。1集落に一つぐらいあってもいいんじゃないかというくらいあります。そういう状況の中に、今後こうしたこの公の施設の管理の方法、地方自治法の改正の244条の2項の改正に伴いましてですね、行政が今後この施設をですね、管理していくということはなかなか限度が出てくるんじゃないかなと思っています。行財政改革の一環の中でですね、やはりある程度地域の皆さんと役割分担が必要になってくるんじゃないかと思っております。ただ、全部をですね、そういう民間委託ということはなりませんけども、ある程度今回の合併の基本趣旨であります地域住民との協働の新しいまちづくりという基本路線を考えてみればですね、ある程度の公の施設というものそういう管理をですね、していく方法が一番ベターではなかろうかということで、合併前から我々事務レベルの中ででもですね、検討を重ねさせていただいたわけでございます。当然今まではですね、地方公共団体等ということで行政が全部管理する条例になっておったわけですね。それを今回の指定管理者制度というものに変更になったわけでございます。ということで、今回この確かに多い施設がございますが、これ今まで全部行政も管理しておったわけですね。そういう状況を整理させていただいて、先ほども申しましたように、各旧町村の基幹の集会所、また福祉センター等ですね、そういうある程度基幹が大きいものについてはこういう制度を利用させていただいてですね、出来るだけの経費削減というかたちのものに詰めていこうじゃなかろうかということで、この度こういう指定同意をですね、提案をさせていただいたわけでございます。

それと先ほどの住所の関係でございますが、社会福祉協議会、安芸高田市の社会福祉協議会は旧町の吉田の老人福祉センターの場所でございます。社会福祉協議会も3月1日をもって合併いたしておりますので、そういう安芸高田市吉田町吉田1324番地1が、安芸高田市の社協の事務所の位置になっております。

よろしく願いいたします。

西山議員 はい、議長。

崎岡議長 53番、西山登司教君。

西山議員 西山です。今の説明においてですね、行政がやってたものを地元で管理してもらうんだと、それにすれば随分偏ってますね。全部川根の方へ偏ってるじゃないですか。甲田町にもね、グラウンドもあればいろいろあります。私が言ってるのは、今まで老人集会所なんかを全部行政がやってくれてました。これいきなりね、合併したから今度はお前等勝手に面倒みてくれよと、これが対等合併の姿だと思つて情けないです。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 決して旧町村のですね、こだわりをもってこうした管理制度をですね、考えたわけではございません。当然先ほど初めに申しましたように、旧町村の中にはですね、小さい集落も全部いろんな補助金事業でですね、設置をさせていただいて地域の皆さんなり、行政が管理していたものを一部の町村では全施設をですね、全部地元の方に管理委託をしておる町村もあるわけですね。だからそういうところはまだ調整の段階というものは当然あると思います。確かにそういう集落の施設をですね、行政が管理するということは、必要な面もあるかと思いますが、この関係は随時こういう考え方を持たせていただいて、旧6町のですね、施設についての今後考え方をこういう公の施設の管理委託ということの中でですね、整理をさせていただきたいと思っておりますので、これだけで、凍結するということではございません。随時ある程度整理をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

西山議員 議長。

崎岡議長 53番、西山登司教君。

西山議員 西山です。私はですね、平均的にやっていただきたいと言いたいんですよ。これは平均じゃないですよ。誰が見ても。そう思いませんか。えこひいきもええとこですよ、これ。

田丸自治振興部長 議長。

崎岡議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 それでは、自治振興にも関わることであり、合併協におりましたものでございましたものですから、私の方からも補足をさせていただければというふうに思います。まず今回挙げております施設につきましては、それぞれの町の段階でいわゆる地元の方ですね、既に管理をお願いしているという施設が殆どでございます。当然、他の町にも、例えば甲田町が少ないということではございましたが、甲田町においてもそのような施設がございますけれども、甲田町の場合は、例えば運動公園等につきましても、実態としてそれぞれの当時の教育委員会なりが、管理をしておりましたので、にわかには甲田のそういった団体に指定管理をお願いするという環境にないということで、甲田町の方でいわゆる判断をされて、当面は行政が管理をしていきたいという判断をされたものです。そういったもののいわゆる集約

をしたものでございますので、決していわゆる特定の町に意識的にですね、指定管理を持っていったということではございません。ただそういった例えば高宮町、美土里町、目につきますけどもその地域におきましては既にこの間、そういったかたちでなされておったその結果ということだろうというふうに思います。総務部長が申しましたのは、今からはいわゆる協働のまちづくりということの中で、住民の皆さんも積極的にこういった管理をし、主体的にそこらを使っていただく、そういう環境をつくっていったらどうだろうかということでございますので、決して行政の方で無理に切り捨てていくという関係ではございませんので、ご理解をいただきたい、というふうに思います。

山崎議員 議長。

崎岡議長 12番、山崎昭弘君。

山崎議員 質問を2点ばかりさせていただきます。ページ4ページで、10番目の高美園在宅介護支援センター条例、条例第102号とありますけども、この条例はございません。あるのは安芸高田市在宅介護支援センター条例、条例第102号だと思います。こういった訂正が必要ではないかということと、その中の附則に向原町在宅介護支援センター、これについての指定管理者はされてないけれども、これはいかがなものになっているのか、ちょっとお尋ねしたいということが1点。それからもう1点はページ8ページ23番、安芸高田市高宮農山村公園設置及び管理条例と、これが正しいと思うんですが、山という字が抜けておると私は思いますけれども、これはいかがですかということをお尋ねいたします。

以上です。

崎岡議長 暫時休憩します。

~~~~~

午後3時12分 休憩

午後3時13分 再開

~~~~~

崎岡議長 再開します。

暫時休憩を変更しまして10分間休憩します。

~~~~~

午後3時13分 休憩

午後3時23分 再開

~~~~~

崎岡議長 再開いたします。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 山崎議員さんのご質問に対してお答えさせていただきたいと思っております。まず4ページでございます。10番高美園在宅介護支援センター条例とありますのは、安芸高田市在宅介護支援センター条例に訂正をお願いしたいと思っております。それと向原町の介護支援センターにつきましては、

向原町において現在直営において実施をされておりますのでよろしく願いいたします。

それと8ページをお願いします。

23、安芸高田市高宮農山、山をですね、あそこに記述を願いたいと思っております。その山が落ちておりますので農山村公園設置でございます。

それともう1点、6ページをお願いします。

15番目の安芸高田市高宮レインボープラザ、森をカットしていただきたいと思っております。レインボープラザ設置及び管理条例に訂正をお願いいたします。

以上でございます。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

亀岡副議長 議長。

崎岡議長 72番、亀岡等君。

亀岡副議長 72番、亀岡等でございます。先程来ご意見を伺っておりますと、この指定管理についてですね、少し意見を申し述べてみたいという心境になったわけですが、この指定管理者制度をどう見るんかということがですね、今我々この行政に、あるいは市政に参画する者として非常に大事なことでないかというふうに思うわけでございます。先ほど地域的にですね、元の町単位といいますか、均衡が取れておらんじゃないかと言われるようなご意見がございますけど、私は率直に言いますと、むしろそういう指定管理がですね、進んでいないのがいいんじゃないかというふうに思うんですね。出来ることならそれにしないでですね、行政が直接にですね、その運営なり維持管理なり支援をしていただくというのが好ましいんじゃないかと、こういうふうに思うんですね。これをいろんな見方があると思うんですが、やはり一口に言いますとですね、この指定管理者制度というのはまさに民営化のですね、進んでいく姿であるというふうにも見なければいけないんじゃないかと、こういうふうに思うんですね。もちろんこの指定管理を委託を受けていく側に、しっかりとした財政力いうものがあればいいんですが、そこがですね、実はなかなか問題であると思うんですね。ですから集会所にしましてもですね、これまで以上にそこを利用すれば、利用する市民の側、住民の側が負担増になってくるということもですね、現れてくるのではないかと、このようにも思うんです。しかしこれがですね、お話がございましたように、昨年9月にですね、法制化をされておると、民の出来ることは民にまかそうという、この行政側から見ると行政経費の削減という方向でですね、それが自治振興等の方向とあいまって、進められていくんだというようなことを考えますと、むしろ指定管理がですね、進んで行かない方がその地域におかれては実際には好ましいと、いうようなことも考えていかなければいけないんじゃないかと、このように思うんですね。ただ、どこもやるんならお互いに厳しくなって、お互いがそこを切り抜けて行かんやいけんというような面から見ますと、自然体で均衡の取れたですね、施設の管理指定を進めて行かんやいけん。これはや

はり今日の合併なり財政節減が進められていく、行政改革が進められていくという中ではですね、やむを得ないと思うんですよね。これが合併の大きな合併推進をしている国の側から見ましても、願いでもありますし、そういった厳しい面を持っているんだと、こういうことをやはり市民の皆さんなり、住民の方にですね、十分これを進めていく行政の立場から言いますと、住民の皆さん、率直に理解を求めながらですね、このことは進めていかなければならないと、私はこのように思っておるわけでございますが、こういったことについてですね、どのようにお考えなのであろうかということをお尋ねをしてみたいわけでございます。以上です。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 確かにご指摘いただく面もあるわけですが、この指定管理制度の制度の概要と言いますか、指定管理制度の導入につきましてはですね、先の専決の処分の条例等でご承認をいただいておりますところだろうと思っております。今日ですね、そうした財政状況を見させていただく中ですね、非常に厳しいものはですね、当然出てきておると思っております。この公の施設に係る管理主体等も変わったある程度の内容もですね、やはり民間にある程度委託出来るものは民間的なノウハウがですね、出てくるだろうと思うんですね。そういうところの感覚を強く、ある反面ではですね、例えば大ホールの運営をですね、行政の職員が企画立案できるかどうかわかりませんが、やはりそういうただ使用に関してもですね、企画立案が必要だと思っております。使用料をよく取れるような計画諸行事をですね、すれば管理運営経費は十分出てくるわけです。そういう感覚の将来にあたってはですね、民間企業の参画もですね、出来るような対応というのが今回の制度の導入であると考えております。

当然、住民サービスの向上、行政コストの縮減というのは切って離せない問題だと思っております。今回の合併ですね、パートナーシップによるまちづくり、協働のまちづくりという住民とのですね、そういうところは根底にございます。確かにご指摘いただきますように住民無視でですね、施設を管理委託するということは、なかなか出来ないと思っております。当然今回の地域づくり、自治振興部の柱になっておりますような住民活動の強化がですね、当然必要になってくると。そういう活動を通じてですね、今後旧町村であります施設等については、住民の方と十分そこらを協議を重ねていただいておりますので、本来の公の施設の管理が出来るような体制を持たせていただきたいと思いますので、どうかご理解の程よろしくお願いたします。

亀岡副議長 議長。

崎岡議長 72番、亀岡等君。

亀岡副議長 ちょっと誤解を受けますといけませんので、もう一度申し上げておきます。私はこのことについてですね、決して反対をしているわけではございません。今日の地方自治体がですね、国の進める行政改革の中で、当然こ

れに直面していくのは当然でありますし、またそれを乗り切っていく行政と市民がですね、力を合わせてやっていかにゃいけんという時期の中ですね、出来てきて、受けていかにゃいけんというふうに勿論見ております。ただこれからですね、この指定管理の問題と地域づくりというのは非常に大きな関わりを持っているということからですね、いろんな側面から物事を見ていかにゃいけんということとして、今さらこれをですね、このことから相離れたかたちで地方自治を進めることもできませんし、住民の地域づくりを進めていくこともできないと、このように思うんですね。そういうことからですね、様々な局面から、視点からこういった問題をじっくり見つめてですね、地域が守り、市を守りしていけることが出来るようにですね、最善の努力をしていかにゃいけんのじゃないかと、こういったような面で意見を申し述べてみるわけでございます。特別意見をいただかんにゃいけんということではございませんが、そのように考えておるところでございます。

増田議員 議長。

崎岡議長 69番、増田静樹君。

増田議員 72番さんのご意見に対して、関連ということでお尋ねをしてみたいと思います。行政改革と申し上げますか、あるいは自治振興と申し上げますか、ご提案をいただいておりますことにつきましては新しい発想と申しますかね、思いつきというように受け止めさせてもらっておりますけれども、先ほど田丸部長もご説明なさいました、総務部長も二人三脚でご説明なさったと思っておりますけれども、まず楽話の中でご提案をいただくまでに、内々この指定なされておる尊いお名前の方にご理解をいただいておりますのか、おられないのか、これからかということと、その次、内容を30施設の内容を見させていただきますと、非常に生い立ち、体質、性質、運営が異なっております。多少益を挙げるところもございます。損をすることもございます。そうした大きな関わりの中で、ずら、こうしたことのご提案をいただくということについては、前向きな見当ではあるうかと思っておりますけれども、非常にこの責任者となられた方において、利用上と申しますかね、ただ名前だけなのか、管理責任において必ず経常経費がかかってくるわけでございます。所詮は人の集うところ、集まる場所でございます。こういう施設は、全て経常経費がかかります。それは、市の持ち出しになるのか、この指定者の責任において処置するのか。そこら私のですね、深入ったご説明がないままに先程来、西山議員さんもお尋ねございましたけれども、市内の一定の集落性を見られてから、私は新市の自治振興を、田丸部長おっしゃいましたように、再度計画を立て直してもらう必要があるのではないかということ、私の意見として申し上げます。以上。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 今回指定管理者に行われるとういうことの同意を求めている件数の中には、現在ですね、そういう当面、合併を控えたかたちの中でいろいろ整理をさ

せていただく関係ですね、現状、自主的にここに指定管理者として名称を挙げさせていただいているのは、現在そういう関係はですね、実施していただいております。そういう状況の中で、行政も関わりながらその管理をしていただいておりますが、当然今日までのこうした施設の管理につきましては、旧町村のですね、6町村のいろいろな角度の管理の方法というものもございます。そういうところにつきましてはですね、ある程度地域づくり等の事業の推進の一環の中でですね、行政も管理を負担しておったのではなかろうかと思っております。当然、こういう施設の管理に係ります最低限の管理経費につきましてはですね、市の方のそれ相当分の負担というものはある程度支出しないと管理そのものができるような状態だろうと思っております。ただ、今まで委託的な補助事業できておったかと思えますけども、今度は自主的にですね、収入の取れるようなかたちのなかのものも検討も、今からしていかなくはなりません。当然収入と歳出、そういうところもですね、十分この指定管理者の方と協議を重ねさせていただいてですね、この施設の運営管理がスムーズに進むようなかたちの中では市の方といたしましても財政についてはバックアップが必要になってくるのではなかろうかと思っております。

以上でございます。

増田議員 議長。

崎岡議長 69番、増田静樹君。

増田議員 総務部長さんの方からですね、建設的と申しますか、前向きなご説明であったように思っております。あくまでも自治振興という旗頭の元に、ご説明をなさいますので、福祉の問題であるとか、農業振興という言葉には我々議会人は逆らうことの出来ない貴重な文言であります。

世の中は、以前から10年スパンで変化しておりました。最近では5年スパンで変化する昨今の状況でございます中で、ただそれだけのご説明をいただきますならば、単純に申し上げてお示しいただいとる管理者は、1年契約でございますね。それではですね、1年スパンの判断だというふうに思っております。少なくともこれだけの熱意をお持ちになるならば、5年10年の貴重な人材を見出して、尊く育てていただきたいと思っております。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 当然、ご指摘いただきますように、今回指定の制度を導入するということが初めてでございますので、ご指摘いただきますような、やはり当然、そういう地域のリーダーといいたしめようか、そういう方々をですね、行政と一体の組織づくりのなかで育てていく必要があるのではないだろうかと思っております。要は、行政にもある程度関わりますが、地域の住民のリーダーの方の関わりがですね、当然必要になってくるんじゃないかならうかと思っております。そういう状況の中では、計画書の、また指定の期間等の見直しもですね、当然図っていき、随時これがスムーズな活動の中で管理ができ

るような体制をとっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

今村議員 議長。

崎岡議長 49番、今村義照君。

今村議員 49番今村でございますが、基本的にみましてですね、いろんなかたちでの議論が出ておりますが、この条例の真の意味のですね、目的とするところがどうも明確でないというふうに思うわけでございます。

先ほどの総務部長のご答弁の中にも、現在のこの条例に制定するにあたっての基本的な考え方よりむしろ将来展望を抱かれておるようなかたちでの条例の制定の求めるということでございますが、基本的にはよく理解できるわけでございますが、やはりこれだけ施設の中身の違うものをですね、一括りにするというのは多少無理があるのではなかろうかと思うわけです。と言いますのが、はっきり言ってもう事業として成り立っているもの、あるいは全く事業していないものといったような中身のものを、一律的に括るのにはですね、多少無理があるのではなかろうかというふうに思いますが、そこら辺の整理をですね、この条例の目的と、真の目的と併せてご見解をお伺いしたいと思っております。

田丸自治振興部長 議長。

崎岡議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 すいません。本来ならば総務部長がですね、お答えするところかもわかりませんが、この間合併協におりまして、こういったことを含めてお世話をさせていただいておりますので、私の方からお答えをさせていただこうというふうに思います。

まずこの指定管理者制度でございますけれども、元々出てきましたのは、皆さんもお言葉を聞いていただくとお思いますけれども、PFIつまり民間がですね、病院等公共施設を作って、作るだけじゃなくて更に経営をすとか、そういったPFIであるとか、例えば県内で申しますと、広島県立体育館とかそういった施設等をですね、民間に経営させるというふうな非常に事の大きい世界からこの法律の制定が要請されてできたという経過がございます。そういった意味では私どもの合併前、小さな町村でございましたが、それらがいろんな公共施設を作って参りましたけれども、老人集会所等でその地域の人たちだけが殆ど使うという公共施設もございましたし、また神楽門前湯治村等のですね、ある程度経営ということを当然念頭に置いた施設まで作るとるわけでございまして、いずれにしましても、言ってしまうと小さな町村にはなかなか合わない法律のいわゆる考え方が、まずそこにあったというのは否めない事実でございます。ところが一応そういう法の制定の経過を踏まえながらできたものでありまして、できた以上は公の施設については直営で行政が、自治体が直接いわゆる管理をするか、今までの管理委託ではなくて、住民のそういった自主的な組織であったり、第3セクターであったり等々に任せるという場合は、この指定管理者制度をもってしなくてはいけなくなると、こういうことでございます。そういった意味ではこの指定管理者制度を安芸高田市におきま

しては、法の本来の趣旨から見ていかなものなのかという施設もごさいますので、合併前の各町と協議をさせていただきまして、この間のいわゆる委託をしておりました管理の在り方等々を、基本的には踏襲をせざるを得ないだろうということの中で、ここに出ささせていただくようなかたちでの議案を提出させていただいたというところでございます。この制度の目的は、当然指定管理者制度というのは公募いたしまして、最も有利な管理運営をする団体にいわゆる委託をするということでございますので、極端な話しを申し上げますと、例えば神楽門前湯治村は安芸高田市が出資しとります、いわゆる第3セクターが当然管理をするいうかたちになつとりますけども、本来の法の趣旨から言いますと、これは公募をした場合、例えば広島市のあるそういったレクレーション関係の会社が名乗りを挙げるということになれば、その中身を精査をして指定管理者を決めるということが求められている法の中身であります。それが先ほど申し上げましたように、ご当地の状況に鑑みてみますといかなものなのかということがございますので、6町と相談させていただいて、その当時の管理の状況を鑑みてこのように設定をさせていただいたということになっております。当然、営利を目的とするそういったものもありますし、いわゆる営利を生まない集会所的な機能もございまして。そういった意味では営利を追求するそういった施設につきましては、当然独立採算というところで頑張っていたわけでございますけれども、それにしましても厳しい環境のなかで、いわゆる補助金等を出さざるを得ないということもあり得るだろうというふうに考えられます。また一方で、集会所等につきましては利用料の収入をですね、取るということにはなりませんので、そういった意味では残念ながら行政から補助金というかたちになりますか、負担金というかたちになりますかわかりませんが、いずれにしても何らかのご支援をせざるを得ないというかたちになると思います。ただ、多くの町村で既に心がけておりますように、小さな集落を単位とした集会所におきましては、その地域のいわゆるちからで管理運営、財源的なことも含めましてですね、していくという方向が出来つつございます。そういった意味では地域の集会所につきましては特定の地域の人を中心になって使う施設がございまして、今後は地域で管理運営、または財政的な問題もですね、クリアしていただくという方向にせざるを得ないのではないかなと、これがまあ、この間の6町の方でもあつたらうと思います。ただ振興会の組織を単位とするような基幹の集会所につきましては、これにつきましては現在の段階では、行政の方でそういった管理運営費については負担をしていかないといけないのではなかろうかというのが、基本的な現在の考え方であろうというふうに思います。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

熊高議員 議長。

崎岡議長 37番、熊高昌三君。

熊高議員 はい、37番熊高です。2点ばかりお伺いしたいんですが、先ほどの関

連というかたちになるかと思えますけども、1点は福祉関係の施設がいくつかあります。これの指定管理者というのも何通りかの団体があります。将来的なかたちになろうかと思えますが、例えば安芸高田市の社協が受けておる施設があります。あるいは高宮美土里福社会いうかたちで受けておる施設もあります。元は大体似たような施設であろうと思えますが、そういったかたちで指定管理者が違つかたちになっておりますが、一方は旧の6町が関わっておる社会福祉協議会、一方は二つの町が関わるとる法人であると、あるいはもう一つ言えば、ちとせ会ですかね、こういったかたち、病院関係になるんですかね、こういったかたちでの施設の管理というかたちになっておりますが、将来的、こういったかたちで行けるものかどうかというふうな疑念もあります。そういったところ今時点で十分なお答えを期待しておりませんが、今の時点ですね、お考えの一端があればお伺いしたいと思えます。

もう1点は教育長なり、教育次長にお伺いしたいんですが、先程来から住民自治ということが出ておりますが、こういったことの基本というのはやはり人づくりというかたちが根底にあると思うんですね。先程来から言われるように今回の新市の規定に住民との協働というかたちをうたってスタートしております。そういった流れの中で、住民の意識改革の中で人づくりというのをどういうふうにしていくかというのが、大きなことになってこようと思えます。これは、やはり教育によるところの部分大きいと思えます。特に社会教育、そういったことも含めて、あるいは学校教育の中でそういった意識をどうやって育てていくかということに繋がっていくと思えますんで、少し巾を広げて質問して申し訳ないんですが、こちら辺りも教育の立場としてどういうふうなお考えがあるのか、一端を聞かせていただきたいです。

以上、2点についてお伺いいたします。

新川総務部長  
崎岡議長  
新川総務部長

議長。

総務部長、新川文雄君。

指定管理制度に伴います福祉関係の施設ということでございます。旧6町村のと言いましょうか、福祉に関わります政策と言いましょうか、そういうところにつきましてもですね、多少のバラつきと言いましょうかは、出ている状態ではないかなというように思っております。ただ、社会福祉協議会との連携ということにつきましてもですね、行政の方からは補助金は出すけども社協との連携事業が果たしてうまくいってるかどうか、そういうところの観点もございませう。幸いにして安芸高田市の社会福祉協議会等も合併をされてスタートされております。安芸高田市の行政も一つになり、それは当然連携をですね、取る必要は出てくると思えます。ただ、施設に関わりますところとか、そういうところにつきましてもはですね、やはりある程度の目的を達成する介護保険事業の一環の事業をですね、十分広めていただいてですね、その施設が独立的に採算出来るようなそうした活動は十分必要ではなからうかと思っております。ただ、行政の関わります

地域福祉等の係る面とはですね、当然そういう施設、また社協との連携も含めさせていただいてですね、それは十分連結を取らせていただき、支援等もしていく必要も出てくるのではなからうかと思えます。そういう状況の中で、スタートしたばかりでございますので、まだまだ社協と福祉関係の施策とのチェックと言いましょか、連携と言いましょか、そういうところもですね、今後は十分こういう指定管理制度のもとにですね、総合調整の中で、整合を取らせていただきたいというように思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

是貞教育長 議長。

崎岡議長 教育長、是貞一義君。

是貞教育長 失礼します。37番熊高議員さんのご質問にお答えします。人づくりという観点でどうかというご意見でございましたが、やはりまちづくりの基本はやはり人づくりというように私たち教育委員会事務局では思っております。今回の今の議題に出ております管理運営という問題との絡みでございしますが、生涯学習という立場から取りますと、それぞれの施設というのは生涯学習の拠点施設であるというようにも捉えられるのではないかと、いうように思えます。学校教育につきましても生涯学習の基礎づくりというところが学校教育にあたると思えますし、社会人になってからそういった拠点を利用しての人づくり、あるいは学習というのは非常に大事ではないかと思っております。生涯学習の基礎づくりを学校教育で捉えながら、生涯学習の拠点を利用しての学習をさらに発展させるということも、大事なのではないかと、いうように思っております。今の教育の目標等につきましては、スタートしたばかりでございますので、ここで目標等挙げるということはちょっと控えさせていただきませんが、教育の法律、法則等に基づきまして学校教育を進めていきたいというように考えております。

以上でございます。

熊高議員 議長。

崎岡議長 37番、熊高昌三君。

熊高議員 37番熊高です。教育長に再度お伺いするんですが、この指定管理の関係というかたちで、少し巾を広げた質問ということも言いましたが、今お答えになった意味合いの中で、この拠点施設を使って生涯学習をするというのも当然だと思いますけども、先程来、何人かの皆さんが意見を言われたように行政が施設を運営することと、地域のものが施設を運営すること、この意味合いにおいて大きな意識の違いというのがまだまだあると思うんですね。そういった観点からすると、やはり地域の者が自らその施設を使って活動するという、そういう自主的なある意味で言えばボランティア的な精神、そういったもの。地域は自分たちでつくっていくんだというふうな意識、そういったものがないとこの指定管理の制度自体がその地域に根付いていけないというふうなことではないかなというふうな思いがするわけです。そういった観点から生涯学習というのが重要になるのではないかと、ひいては先ほど総務部長も言われたように、行政から地域

の人にこの施設を管理をしてもらう、こういったことを広げるという意味合いからしてもそういった意識の高揚というのが出来ていかないと、この制度自体を全市に均等に広げていくということが難しいと思うんです。そういった意味合いで、教育という部分で社会教育という部分でどんなふうを考えておられるのか、というようなことでお伺いしたんで、再度お答えがいただきたいと思います。

是貞教育長 議長。

崎岡議長 教育長、是貞一義君。

是貞教育長 熊高議員さんの再質問にお答えをいたします。地域活動といいますか、地域の文化を学び、あるいは地域独特のやはり学習活動をするということは、全市に安芸高田市となりましても、それぞれ地域にはそれぞれ地域の文化活動があると思います。そういう意味で、その独特の文化、そういうものは是非継承していかなければいけないというように思っております。それを基盤にしながら学習指導要領に基づいた学習、人づくりに努めていきたいと、このように考えております。

なお、社会教育の立場でいいますと、社会教育団体として子ども会とか、青年会、女性会等ございますが、そこらとの連携を取りながら地域活動もさらに進めていければと、このように考えております。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

明木議員 議長。

崎岡議長 1番、明木一悦君。

明木議員 はい、先ほど同僚議員の方からも質問があったかと申したんですけど、実際にこの指定者に指名されてる方は、皆さんこれ承認されてるんでしょうか。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 まず、初めの要点のご説明にもさしていただきましたように、合併前の各町におきましてもですね、いろんなこの協議を重ねさせていただいた結果でございます。

それと自治振興部長の方からございましたように、今日までの合併前のいろんな角度からここまでの整理をさせていただいた経過がございます。十分現時点でもですね、継続的なかたちの中で今日までやっていただいとりますので、これをすぐどうこうという変更というのは難しいかたちが出てこようと思います。スムーズな指定管理制度に進むというかたちの中で、新しい年に始まりますとそういう事務作業も関わっていきますんで、十分そこらは管理者の方とですね、協議を重ねさせていただいて指定の管理者との合議をさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

織田市長職務執行者 議長。

崎岡議長 安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 執行者として一言申し上げさせていただきます。今回こうして指定管理者に指定させていただきましたが、これは各町でいろいろ先ほど申しましたように、努めて参りました。私はこの指定管理者に指定した管理者の方は、本当にそれぞれの地域で素晴らしい知恵と能力と行動力を持っておられます。例えば、私のところを言っでは失礼ですが、神楽門前湯治村、これを町へ任せておくわけにはいきません。とうに潰れます。3セクで。役場の職員あがりの定年になった者、あるいは助役、そういうようなもので任せとったら、殆ど3セク潰れとります。私はそういうことをしません。この度ここへ指定してある人は、もう経営能力から素晴らしい知恵を持つとられます。安心して私は指定させてもらいますし、安心して頑張っていただけのもので、確信しております。どうか皆さんもご支援のほど、ひとつよろしく願います。

明木議員 議長。

崎岡議長 1番、明木一悦君。

明木議員 はい、すいません。今の答弁とはですね、実はちょっと論点が違います。それであればですね、この度の今、自治振興部長の方からも答弁がありましたけども、条例第13号、安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例ですね、これでいけばですね、まず、公募ということであります。それは確かに自治振興部長にも説明がありました。その中で条例を見ていきますとですね、この中では収支などの状況については経営がメインな場合にはこれを、指定を取り消し、新たに公募をするようになってます。ということはですよ、補助金を出すという話しが先ほど出ましたけども、補助金を出すような話しじゃないわけですね。まず、指定管理者の方に負担がかかってくる、地域におろしていた施設が地域で守れなくなるという状況が出てくるということで、私は不安を感じています。ここで、なぜこの条例に対してこの人達が本当にこれを理解して承認しておられるのかと。例えば今補助金を出している施設についてもですね、今後これに、この条例でいけば収支を1年ごとに見直してですね、それで赤字経営であったら公募しなければいけないわけですね。そこんところが私は問題じゃないかと思えます。なぜ本当にこの人たちが承認したかということ、私は知りたかったわけですね。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 先程来、田丸部長の方からもちょっと補足的に合併前のこともございましたように、今回のこうした法改正に伴いましては、安芸高田市としてはですね、直営か、その管理制度かという二つの方法しか無いわけですね。そういう状況の中で、安芸高田市の方向性としてはですね、現状でそうしたスムーズに管理していただいているところを基本にですね、一番重要視を重ねさせていただいております。当然地域の活動拠点でありますので、旧来の各町村で実施されとりました補助金のかたちというものはですね、当然出てくるものと考えております。その補助金の在り方がですね、全体的

にどうであるかということはどうですか、十分考えていかななくてはならないと思います。当然補助金もあり、その収入源もありというかたちの中の収支というものは出てくると思います。いろんな、確かに田丸部長からもありましたけども、大都市的なある程度の大きな施設のことの法改正の観点がですね、我々まだ、安芸高田市にほいじゃあそれ完璧にいくかといえ、なかなか難しいと思っております。でも法の中ではですね、スムーズにいかせていただきたいというのが基本でございますので、今までの考え方がある程度継承させていただいて、この指定管理制度そのものをですね、上手に運営をしていきたいという考え方を持っております。よろしくお願いいたします。

明木議員 議長。

崎岡議長 1番、明木一悦君。

明木議員 それであればこの条例第13号にはマッチしないということになりますけど、その辺りはどうなるんでしょうか。経営状況を見てですね、それが無理であれば管理者を替えていかなければならないという条例に対して、これは法的なところでできてるわけですけど、それに対してそれは最初から出来ない条例をここで作ってきたというわけですかね。そこがちょっとアンマッチがしてるんできおかしいんじゃないかなということがあるのと、もしそういうかたちで補助金でこれからも対応していくんだということであればですね、これは地域性にやっぱり先ほど他の同僚議員からもありましたように、地域が偏り過ぎてて全体的にこれは見直す必要があるんじゃないかと思われんですけど、それは不公平感があるということですよ。その辺りはどのようにお考えでしょうか。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 当然条例との関連性が出てきて今日まで整理をさせていただいたとでございます。ただ、その趣旨なりそういうものの判断のかたちになるかと思っておりますが、当然この施設の中にはですね、利用料金ということも掲げております。そういう利用料金の制度の問題とかですね、部分も十分管理者の方と協議を重ねていかななくてはなりませんし、当然指定に際しましては議会の皆様の事前同意をいただかなくてはなりません。そういう状況もですね、まちづくり、市づくりのですね、やはり一端の中で、先ほどからも言っておりますようにスムーズなですね、移行作業をさせていただきたいというのが基本の考え方でございますので、よろしくお願いいたします。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

鳴石議員 議長。

崎岡議長 71番、鳴石勸君。

鳴石議員 多くの議員さんから質問がされ、執行部の方から答弁をされておるんですが、私はこの議案とこの単にこのふれあいセンターいきいきの里、北地域運営協議会というところが、ずっとこの参考の資料を付けてホール

なら何人の収容のホール、宿泊施設がある年間の経費はなんぼ要っとるんかと、こういうものを付けれたら、よく解るんじゃないかと思うんですよ。ここで条例を可決しますと、この名称、代表者に指定管理者にあなたはしますよと、議会で可決をされたんですからということになるわけなんです。これは指定管理者には、手当を出すように考えておられるのかどうか。独立採算でやるようにされておるのか。修理等だけをこの新安芸高田市が見ていくようにするんか、そこらがただこの補助を出すんだというようなことを言われたと思うんですが、ここらがこの経営をどういうかたちになるかわからないと。今まで各自治体の管理であったものが、指定管理者にされているいろいろ経費を上げようと思えば、無料であったものが有料にしなければならないと。100円であったものが200円にしなければならないということになるんじゃないかと思うんです。これは第156通常国会で成立をしております。とにかくこの行財政の厳しい中であるから、行政に関わりを持たないで住民に負担をかけても出来るようなものはどんどん切り捨てていこうという、これは法律なんです。地方独立行政法人法、公共上確実な実績が必要だが、地方自治体が自ら実施する必要が無く、民間に委ねると確実に実施が危ぶまれる事業について自治体の判断で独立行政法人化出来るようにすると、同法下の対象事業は町公営企業、社会福祉事業、公共施設等とあります。それから住民に不可欠な公的サービスの主体を独立行政法人に移して、公立採算などで評価をして廃止をも可能とするものであると。住民の福祉と安全を守る自治体の責任放棄、議会のチェック機能の後退、公務労働者の雇用不安を進める重大な改悪である。こういうこの日本共産党は立場をとっております。どういう法律であろうと、この皆さんが多数が可決をされますと効力を発揮するわけでありまして、もっとこの資料を付けて十分皆さんの納得のいく上で条例の可決ということが出来なかったんだらうか。このように私は思っておるわけでございます。以上です。

田丸自治振興部長 議長。

崎岡議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 この間のいわゆる合併協時代からの問題でありますので、私の方から少し補足的にご説明させていただければというふうに思います。まず、先ほど申しましたようにこの法律自体が極めて大きい世界を想定して作っておりますので、小さな自治体の小さな施設を指定管理という場合には、相当ミスギャップが出ているということ、まずご承知をいただきたいと思います。先ほど明木議員ご指摘の通り、その法律に沿って作っておりますので、従って、言ってしまうと指定管理をしたらそこが独立採算的にいわゆる事業をやらないといけないよというかたちのものにはなっておりますけれども、実態から申しまして、私どもが抱えるそういったものではごくまれでございますので、従いまして当然集会所でありますとか、生活改善センターでありますとかこういったものは営利を生むものではございませんので、従ってそういうものについては、当然負担金なり補助金なりを付けて

管理をお願いしないと、当然成り立っていきません。従ってそういう組織については、そういう措置を取らせていただくということでございますので、ただ、公募というところを見ていただきますと、こういうことが考えられます。例えばの話ですけども、ある大きなセンターを、私たちは当然この団体というふうにして今までもしとったからといって、公募をしてもこの団体しか手を挙げないだろうと想定してやった場合、ところが広島の方からそういった施設群を運営するノウハウを持った企業が手を挙げてくると、そこで今まで1千万Aという団体には補助金を出しておいたものが、私のところは500万でいいですよというかたちで来た場合、どちらを選択するかというふうなことは問われる局面が今後は出てくる可能性を持っているということは否定はできません。そういう性格の制度だということだというふうにご理解いただければというふうに思います。それからもう一つ指定管理をお願いしますいろんな施設団体を見てみますと、ある意味では地域の振興会組織等々が主体的な動きの中でその計画を持ち上げ、行政と協力してつくりあげてきたという施設も多いのが目につきます。こういった動きというのは、いわゆる私たちが新市の行政を運営する基本としている、協働のまちづくりそのものの姿でございますので、むしろこういった動きというのは、奨励をしていかななくてはなりませんし、住民の皆さん方にお願いもしていかななくてはならないことだろうというふうに思います。そういった意味ではそういうことの中で、住民自治組織の自主性、主体性というものが、また発揮をされるということでございますので、今からの動きとすれば、個々の施設の管理にしる、また今からのそういった施設の建設にしる、そういう動きの中で作られていく、これがいわゆる行政が施設を住民にぶち投げるということではない、新しい姿として今から構築をされていくべきもんなんではなからうかというふうに思います。国が作った法律の趣旨とは少し違いますけども、この安芸高田の高田らしさのところでのどのようにこの制度を作り上げていくのかということとは、問われるのではなからうかというふうに思います。一方、手当の問題も出されて参りましたが、

崎岡議長 答弁の最中ではございますが、答弁、質疑双方とも簡潔にお願いをいたします。

田丸自治振興部長 はい、わかりました。この点につきましてはその施設を作りました時の経過がございます。例えば神楽門前湯治村では株式会社でございますので、それなりの報酬を社長は受けます。ところが小さな集会所等々ではそういった設立の経過を持っておりませんので、住民の皆さんがその代表とはいえ、ボランティアで手当無しで施設を管理をしていくということになります。ですからそれぞれの施設ごとにその手当の在り方と、または報酬の在り方というのは違ってくるということだというふうに思います。それでそのようにご理解いただければと思います。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより議案第7号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって議案第7号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意についての件は、原案の通り可決されました。

崎岡議長 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成16年第1回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。

~~~~~

午後4時21分 閉会

上記会議次第は事務局職員の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成16年 月 日

安芸高田市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員